

第5期

摂津市地域福祉計画（案）

Settsu city



令和7年度

摂津市保健福祉課

※扉ページのための空白ページ

はじめに

A grid of 60 empty circles arranged in 6 rows and 10 columns. The circles are evenly spaced and have a consistent size.

お写真

令和8年（2026年）3月

攝津市長 鳴野 浩一朗

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域共生社会や地域福祉の考え方	2
2 計画の目指す役割	4
3 計画概要	6
4 計画の推進	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状	10
1 社会情勢の動向	11
2 統計からみる市の現状	13
3 アンケート調査からみる市の現状	18
4 地域福祉懇談会からみる市の現状	22
5 課題のとりまとめと今後の方向性	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念（目指す姿）	26
2 基本目標	27
3 一体的に推進する項目	29
4 施策体系	30
第4章 具体的な施策の推進	31
基本目標1 地域を支える人づくり	32
基本目標2 住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくり	39
基本目標3 まち全体で受け止め・支える仕組みづくり	52
資料編	71
1 関係法令	72
2 地域福祉計画推進協議会委員名簿	72
3 策定スケジュール	72
4 用語解説	72



第1章

計画の策定にあたって

1

地域共生社会や地域福祉の考え方

2

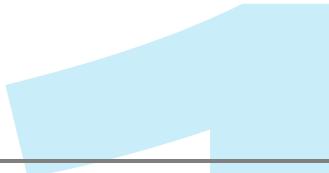
計画の目指す役割

3

計画概要

4

計画の推進



(1) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

地域共生社会の実現にあたっては、あらゆる地域住民が排除されることなく、地域社会に参画し、ともに生活していくことや地域住民同士で支え合う地域を形成していくことが大切です。



(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民が誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域に関わる全ての人が主体的に関わり、地域社会全体で福祉課題や地域共生社会の実現に向けて取り組む仕組みを指します。

市民一人ひとりのウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態）を実現するためには、住民や地域団体、様々な機関が協働して支え合うことが重要です。

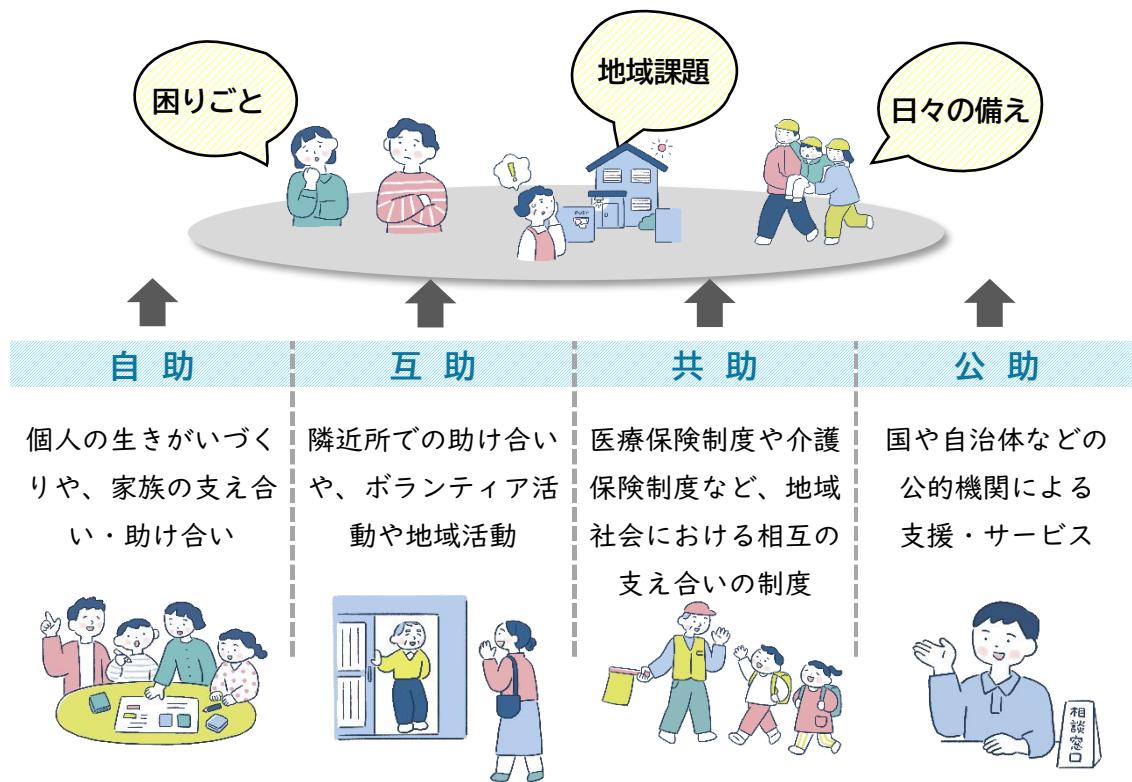
また、福祉だけでなく、福祉以外の分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進することが求められます。



**市民一人ひとりが安心して自分らしい
生活を送ることができる地域をみんなでつくる**



■ 地域福祉を推進するための役割



2 計画の目指す役割

(1) 社会的な背景

近年、人口減少・少子高齢化が進行しており、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、生産年齢人口が大幅に減少する「2040年問題」といった社会問題のほか、核家族化や単身世帯の増加が進行するなど、社会構造が変化しています。さらに、ライフスタイルの多様化や地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、地域を取り巻く環境も大きく変化しています。

この結果、複合化・複雑化した福祉課題が顕在化してきており、これまでのような福祉の分野別支援だけでは対応が困難になっています。

これらの福祉課題に対応するためには、従来の福祉分野の縦割りを超えて連携し分野横断的に支援に取り組むとともに、行政と地域住民や地域の多様な主体とが協働して課題に取り組む包括的な支援体制を構築する必要があります。

(2) 計画の趣旨

「地域共生社会」を実現するためには、地域住民、関係機関、団体や行政等、地域を挙げて福祉課題・生活課題の解決に向けた取組を進めていくことが必要です。

本市では、令和2年（2020年）3月に「第4期摂津市地域福祉計画」を策定し、「みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるつながりのまちづくり」を基本理念とし、(1)多様な活動を生み出す地域づくり(2)地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備(3)誰もがいきいきと暮らせるまちづくり(4)安心して暮らせるまちづくりを基本目標に、様々な施策や事業を展開してきました。

近年、地域を取り巻く環境が変化している中、国の動向に加え、本市における地域福祉の状況や課題、市民や地域で活動する団体などのニーズを踏まえ、行政と地域住民・地域の多様な主体の協働による取組を推進していく必要があります。

そこで、これまでの取組を整理し、地域福祉をさらに推進するための方向性を示すため、「第5期摂津市地域福祉計画」（以下「本計画」という）を策定するものです。

本市では、包括的支援体制の構築を目指し、令和8年度から重層的支援体制整備事業を実施します。この事業を実効性のあるものとするため、重層的支援体制整備事業実施計画を本計画に包含した形で新たに策定します。

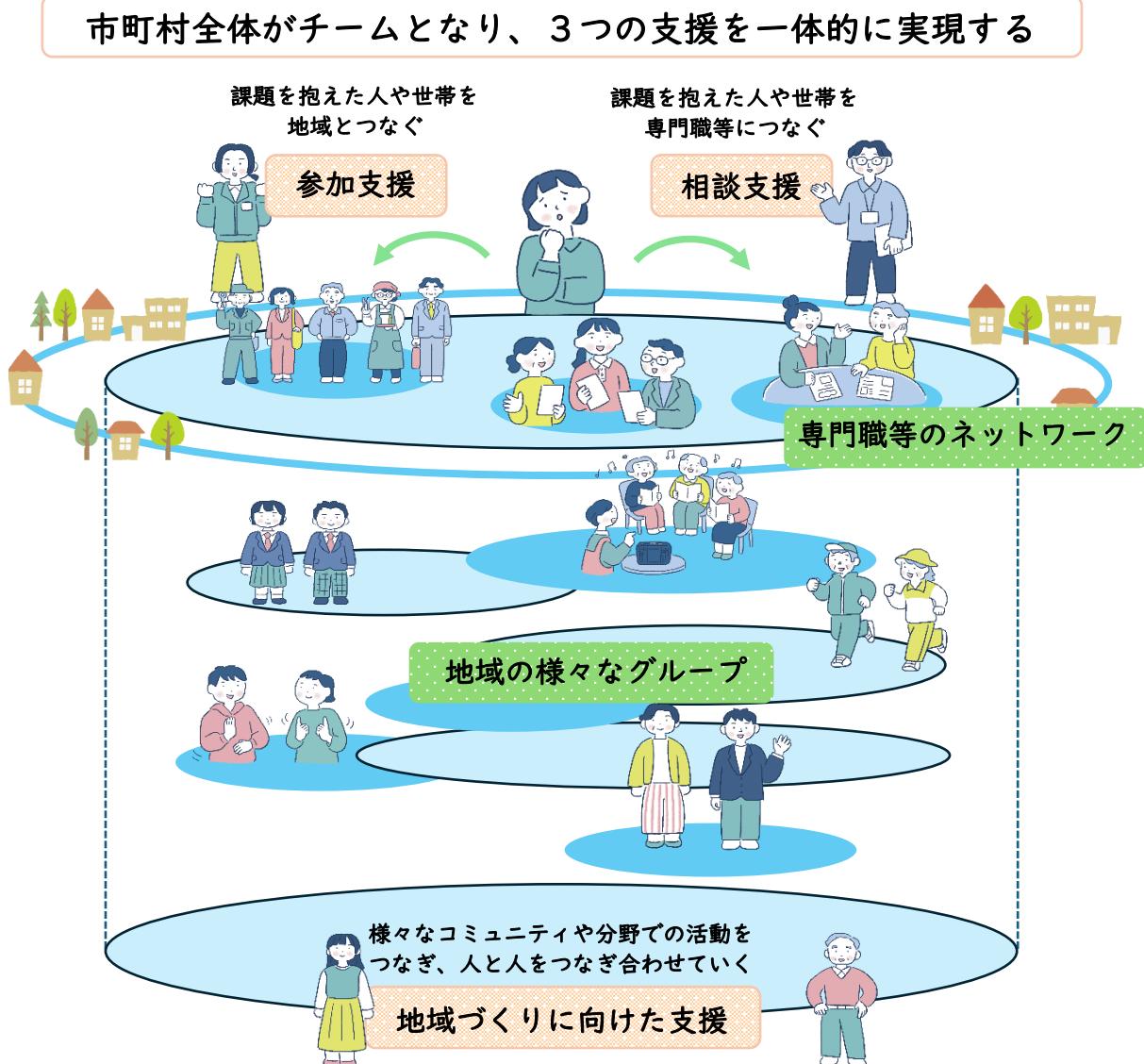
地域福祉計画に欠かせない事項

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、市域全体で断らない相談支援体制を整備するため、既存の相談支援や地域づくりに係る取組を活かし、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための事業です。

社会福祉法第106条の4第2項に規定する「相談支援」「参加支援」「地域づくり」に係る各事業を個別に行うのではなく、関係部局、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して一体的に実施することにより、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指します。

■重層的支援体制整備事業のイメージ（厚生労働省地域共生社会ポータルサイト参照）



3 計画概要

(1) 法令根拠

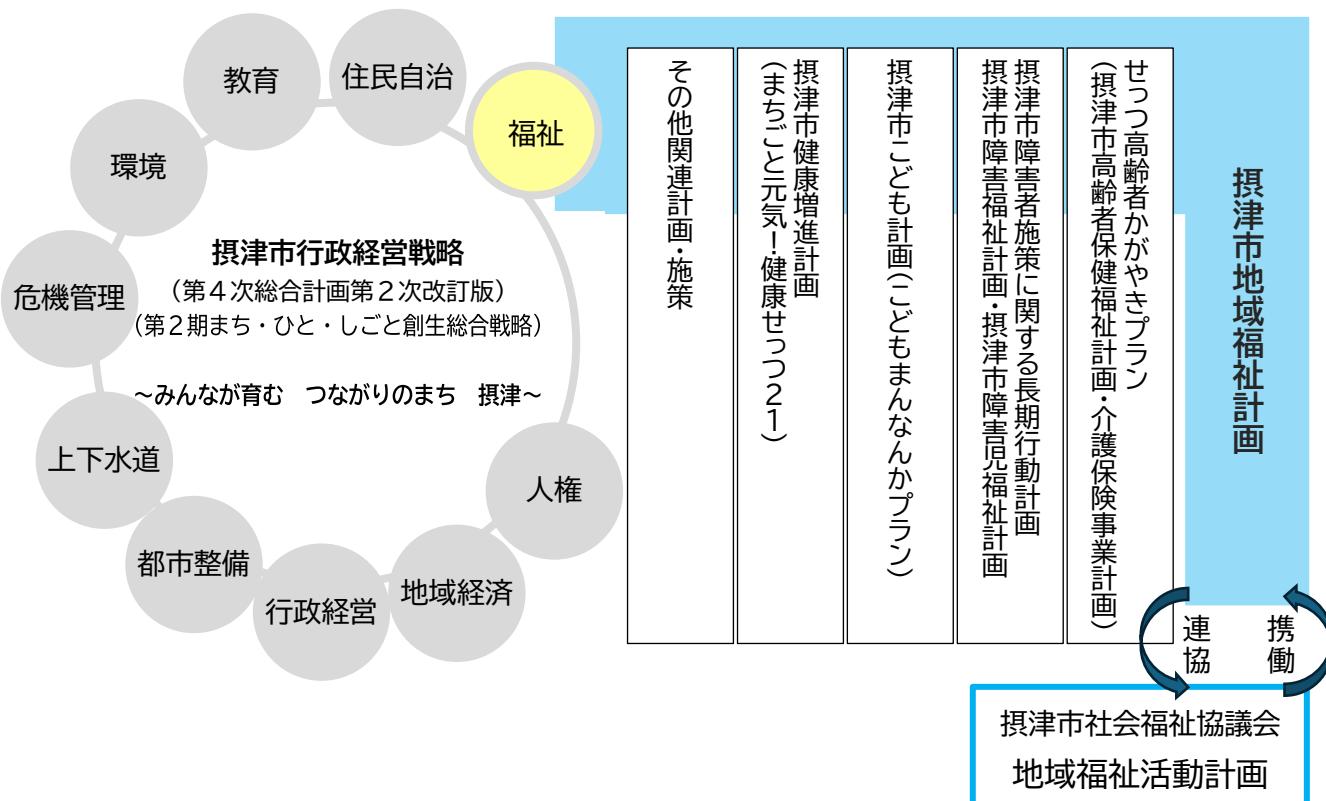
この計画は、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉のあり方や推進に向けた基本的な方向を定めるため、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」です。

また、下記の法律に基づく、計画を包含しています。

- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」

(2) 関係計画等との整合

本計画は、「摂津市行政経営戦略」で示す福祉分野における「地域福祉」にあたり、こどもや高齢者、障害者等の各福祉計画において共通して取り組むべき事項を定める上位計画に位置づけています。





(3) 計画の期間

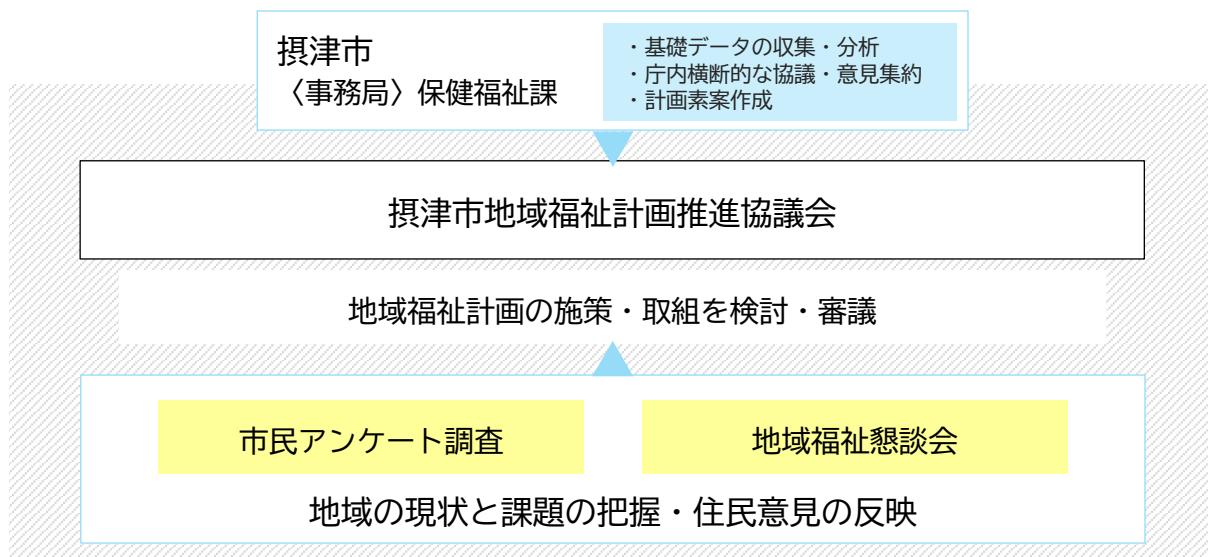
本計画の計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により必要が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

■地域福祉計画と関連計画の計画期間

計画名	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
摂津市地域福祉計画	第4期				第5期			第6期
せつつ高齢者 かがやきプラン		第9期			第10期			第11期
摂津市障害者施策に 関する長期行動計画				第4次（後期）			第5次（前期）	
摂津市障害福祉計画		第7期			第8期			第9期
摂津市障害児福祉計画		第3期			第4期			第5期
摂津市こども計画				第1期				第2期
まちごと元気！ 健康せつつ21					第3次			
摂津市地域福祉活動計画 ※社会福祉協議会	第2期				第3期			第4期

(4) 計画の策定手法

計画策定にあたっては、本市の市民ニーズをより的確に把握する手法として、定量的調査として「市民アンケート調査」、定性的調査として「地域福祉懇談会」を実施しました。また、計画に市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施の上、「摂津市地域福祉計画推進協議会」において計画内容を審議しました。



4 計画の推進

(1) 計画の推進体制

地域福祉に関する課題は、福祉、保健、医療、教育、防災など、多岐にわたります。そのため、庁内関係各課が地域福祉に関する課題や問題を共有しつつ、連携して本計画を推進し、課題解消に取り組んでいきます。

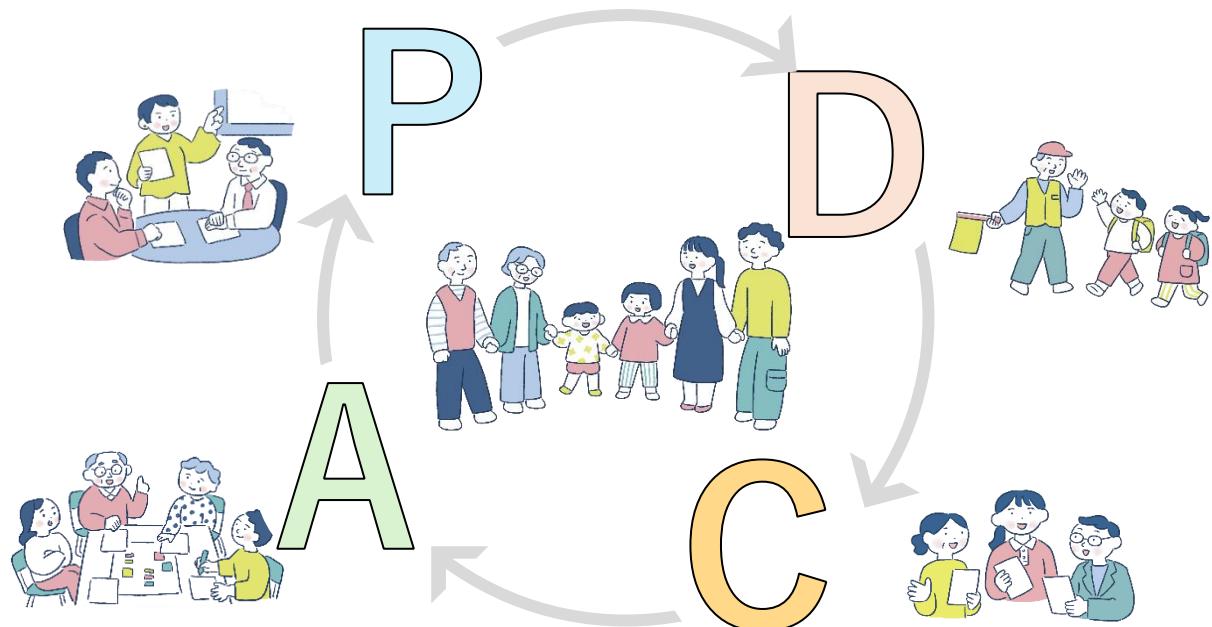
また、地域における様々な課題の解決には、行政や社会福祉協議会のみならず、地域住民や福祉団体、市民公益活動団体など、様々な主体が参加し、協働・連携することが必要となります。

そのため、本計画の周知・普及を積極的に行い、市民、関係団体・機関等の協働のもと、地域が一丸となって地域福祉を推進していく体制の整備に取り組みます。

(2) 計画の進行管理

計画に基づいて実施した取組・成果等について、学識経験者や市内の関係機関、関係団体等で構成する「摂津市地域福祉計画推進協議会」で評価・検証を行い、計画の進行管理・進捗状況の確認を行います。

なお、計画の進行管理にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルに基づき、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組んでいきます。



(3) 社会福祉協議会との連携

① 社会福祉協議会の役割

今後も増加することが予想される福祉課題に適切に対応していくためには、行政と地域住民双方の協働はもとより、その間をつなぐ役割を担う社会福祉協議会の存在が、ますます重要になります。

摂津市社会福祉協議会では、これまで、校区等福祉委員会などの活動支援やボランティアの派遣のほか、高齢者支援の中核的な機関となる地域包括支援センターの運営、地域住民相互のつながりを発掘しコーディネートする生活支援コーディネーター事業や、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉課題に対する相談支援や地域のネットワークづくりなどを展開してきました。

また、大規模な災害時には、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの派遣や避難行動要支援者の安否確認などを実施しています。

今後、介護、子育て、障害、貧困など様々な課題に迅速かつ柔軟に対応していくため、社会福祉協議会の活躍が期待されています。

② 地域福祉活動計画

摂津市社会福祉協議会では、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域住民や民間団体の参画と協働を進める実践的な計画である「地域福祉活動計画」を策定しています。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体、行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要です。

そこで、第2期摂津市地域福祉活動計画では、第4期摂津市地域福祉計画の基本理念を共有のもと、地域福祉計画のアクションプランとして位置づけ、地域のニーズに即した柔軟な活動を展開してきました。

第3期摂津市地域福祉活動計画においても、本市の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、連携しながら地域福祉を推進するため、一体的に計画を策定しています。





第2章

地域福祉を取り巻く現状



社会情勢の動向



統計からみる市の現状



アンケート調査からみる市の現状



地域福祉懇談会からみる市の現状



課題のとりまとめと今後の方向性



1 社会情勢の動向

(1) 福祉関係法制度に係る国の動向

地域福祉	<p>● 社会福祉法の改正（2021（令和3）年4月施行）</p> <p>複雑化・複合化した福祉課題に対応する包括的な支援体制を構築するための「重層的支援体制整備事業」が創設された。</p>
	<p>● 孤独・孤立対策推進法の制定（2024（令和6）年4月施行）</p> <p>孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会を目指し、孤独・孤立対策の実施等が規定された。</p>
	<p>● 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定（2024（令和6）年1月施行）</p> <p>認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国が「認知症施策推進基本計画」を策定した。</p>
	<p>● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（2024（令和6）年4月施行）</p> <p>平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月に施行された。令和6年4月に改正法が施行され、事業者に対して「合理的配慮」の提供が義務化された。</p>
	<p>● こども基本法の制定（2023（令和5）年4月施行）</p> <p>全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とし、こども施策の基本理念等について規定された。</p> <p>また、こども基本法の施行とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた新たな司令塔として、こども家庭庁が創設された。</p>
高齢者福祉	<p>● 災害対策基本法の改正（2021（令和3）年5月施行）</p> <p>災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、市町村に対して避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化された。</p>
	<p>● 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定（2024（令和6）年4月施行）</p> <p>「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添った切れ目のない包括的な支援を行う女性支援のための法律が制定された。</p>
	<p>● 災害対策基本法の改正（2025（令和7）年7月施行）</p> <p>高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加された。</p>
障害者福祉	
児童福祉	
その他	



(2) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsとは持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。平成27年9月に国連サミットで採択され、「誰ひとり取り残さない」ことを基本理念に掲げています。

本市は、摂津市行政経営戦略を中心にSDGsの達成に取り組んでおり、本計画においてもSDGsのゴール（目標）を実現する視点を持ち、施策を推進します。



2 統計からみる市の現状

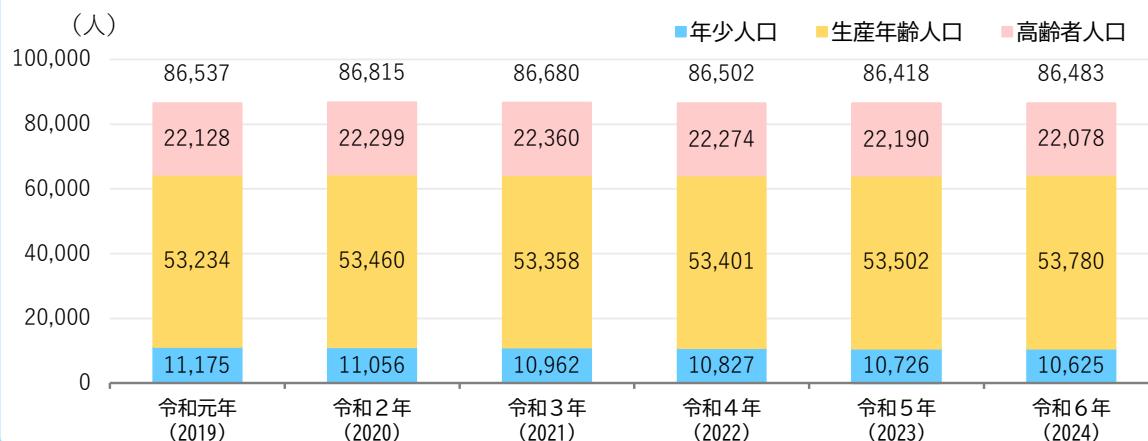
(1) 人口の状況

① 人口の推移

総人口の推移をみると、増減を繰り返しながら横ばいに推移しており、令和6年（2024）では86,483人となっています。

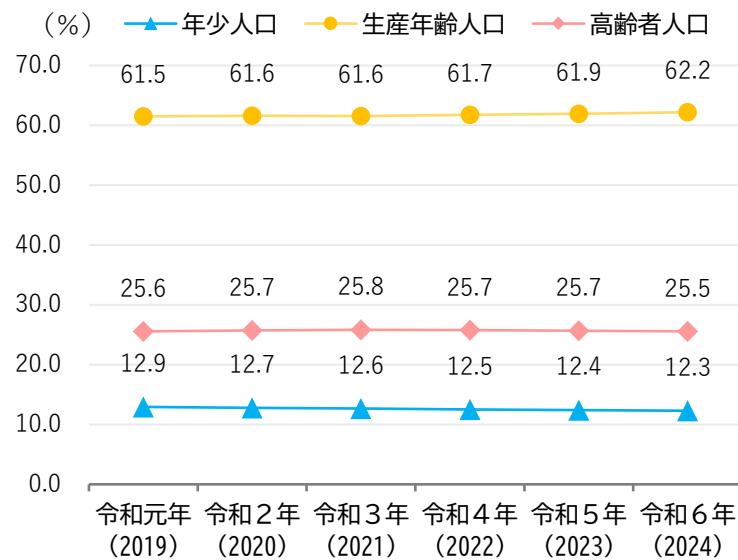


■年齢3区分人口※の推移



※年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）

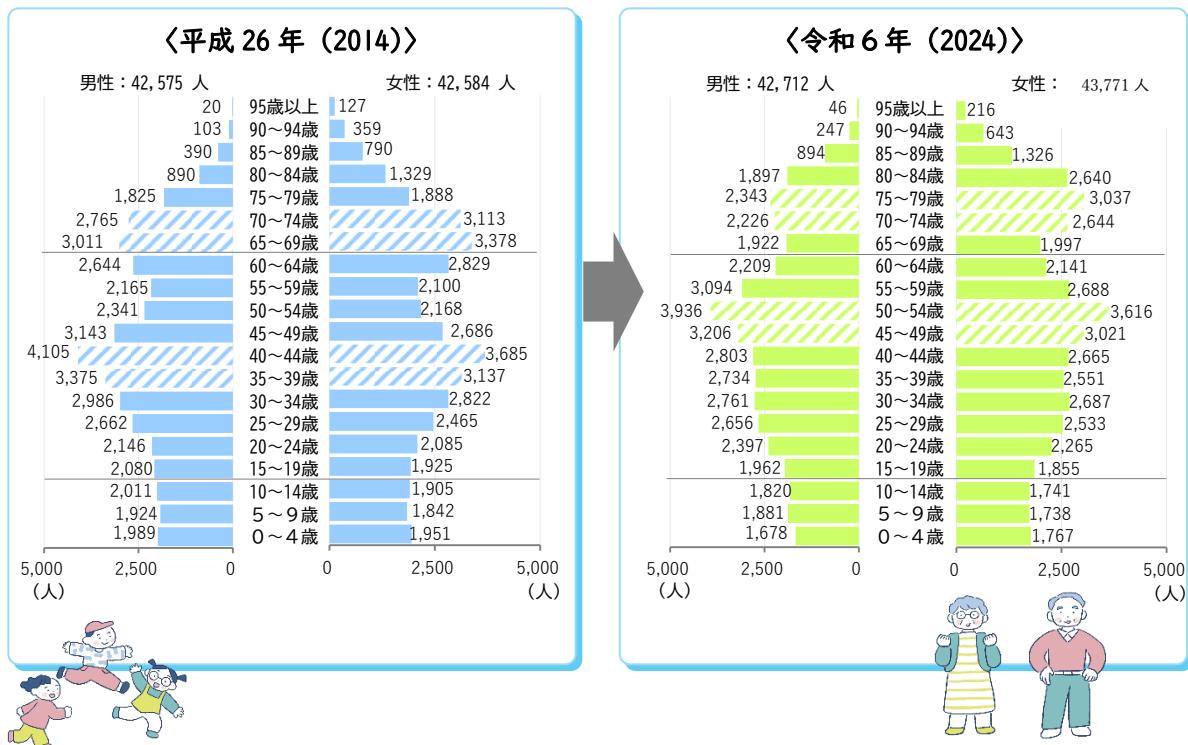
■年齢3区分人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

② 人口構造の変化

生産年齢人口が増加している中で、令和6年の人口ピラミッドをみると、40歳代後半から50歳代の人口が多いことがわかります。このことから、将来的に高齢者人口が急激に増加する可能性があります。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

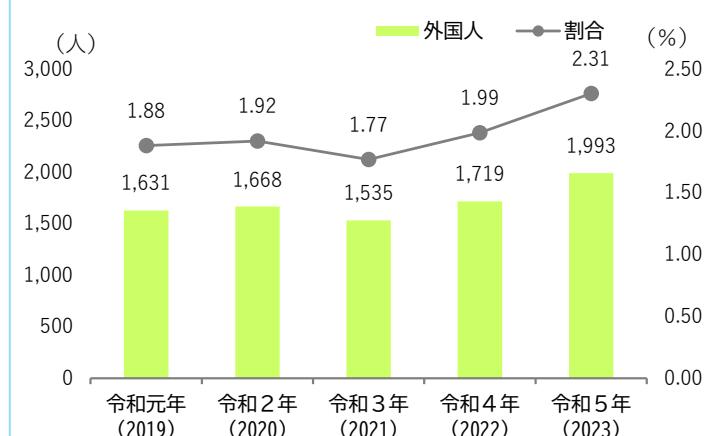
③ 外国人口の推移

外国人人口と総人口に対する外国人割合をみると、令和元年（2019）から令和5年（2023）にかけて、減少する年はあったものの、増加傾向にあります。

総人口に対する割合は、令和5年（2023）で初めて、2%を超えていました。



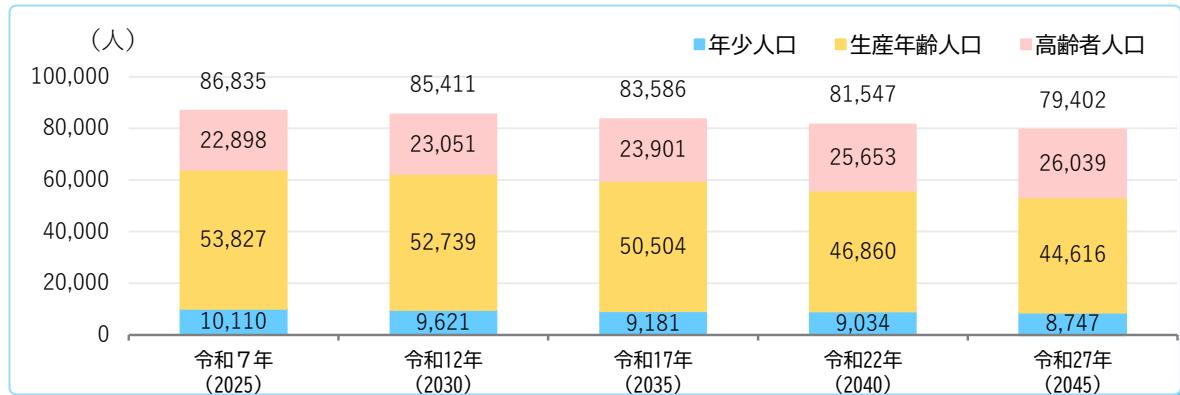
■ 外国人口の推移と人口に対する割合



資料：豊津市統計要覧

④ 今後の人口予測

将来人口予測を見ると、人口はゆるやかに減少する予測となっています。令和27年（2045）時点における人口は79,402人となっています。



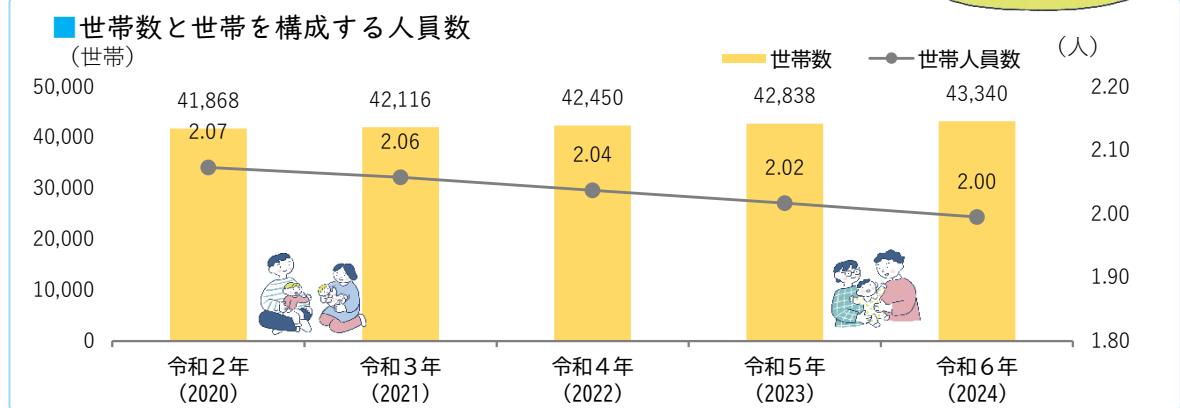
資料：社人研推計



（2）世帯の状況

① 世帯数の推移

世帯数を見ると、年々増加しており、令和6年（2024）で43,340世帯となっています。一方、世帯を構成する人員数は、年々減少しており、令和6年（2024）で2.00人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

② 高齢者のいる世帯

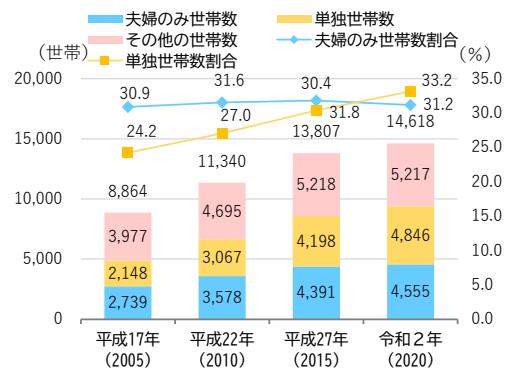
高齢者のいる世帯は、年々増加しており、令和2年（2020）時点で14,618世帯となっています。特に、単身世帯は4,846世帯で、平成27年から1割以上の増加がみられます。



平成27年(2015)
13,807 世帯

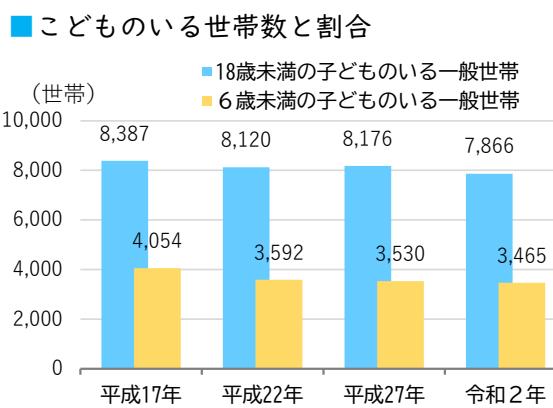
令和2年(2020)
14,618 世帯

高齢者のいる世帯数と割合



資料：国勢調査

③ こどものいる世帯



資料：国勢調査

こどものいる世帯をみると、令和2年(2020)時点で18歳未満のこどものいる一般世帯は7,866世帯であり、6歳未満のこどものいる一般世帯は3,465世帯となっており、減少が進んでいます。



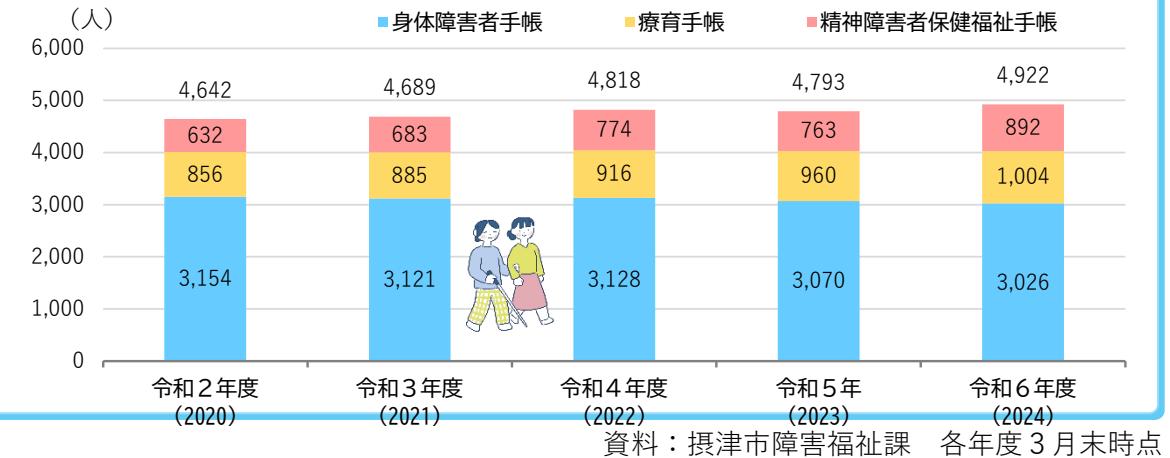
(3) 支援を必要とする人の状況

① 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者をみると、手帳所持者は年々増加しており、令和6年度(2024)で4,922人となっています。療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。



■ 障害種別手帳所持者数の推移



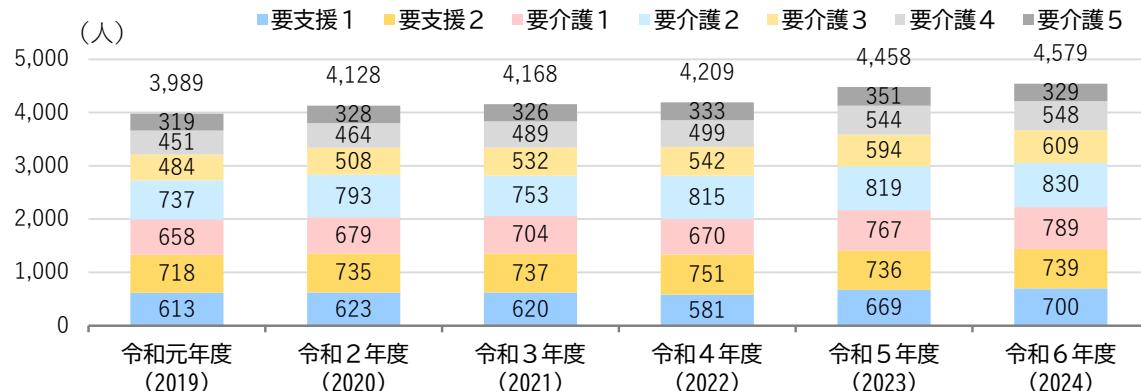


② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数をみると、認定者は年々増加しており、令和6年度（2024）で4,579人となっています。



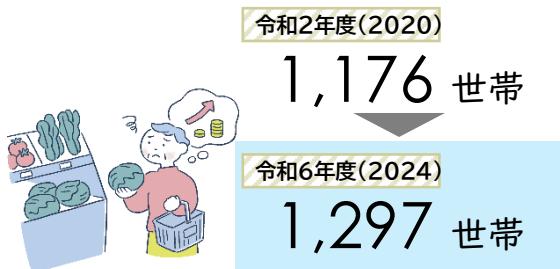
■要介護認定者数の推移



資料：摂津市高齢介護課 各年度3月末時点

③ 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数をみると、世帯数は年々増加しており、令和6年度（2024）では1,297世帯であり、令和2年から約1割の増加がみられます。



■生活保護世帯数の推移



資料：摂津市生活支援課 各年度3月末時点

④ ひとり親世帯の状況

■ひとり親世帯数の推移



ひとり親世帯数をみると、平成22年（2010）まで、増加していましたが、令和2年（2020）は509世帯に減少しています。



資料：国勢調査

3 アンケート調査からみる市の現状

統計資料からみた本市の現状を踏まえると、将来的な人口構造の変化、世帯状況の変化を踏まえることが必要であることがわかりました。そうしたことからアンケート調査結果の傾向をまとめています。詳細については、資料編にて掲載しています。

(1) 回答者の傾向

アンケート調査結果からみる回答者の傾向として、近所付き合いは「挨拶する程度」が多く、支え合い、助け合いをあまり感じていない方が多くなっています。

支え合い、助け合いの必要性



「必要である」+「ある程度必要である」

89.5%

自分らしく暮らしているか



「そう思う」+「まあそう思う」

76.8%

住み続けたいか



「住み続けたい」
※「どちらかといえば」を含む

78.9%

ご近所の付き合い



「挨拶する程度の人はいる」
「世間話をする程度の人はいる」

60.3%

ご近所付き合いの満足度



「満足している」+「ほぼ満足している」

79.3%

支え合い、助け合いの実感



「あまり感じていない」

44.5%

相談先の有無



「相談する相手がいる」

77.5%

地域の人と交流する場の有無



「場所がない」

60.3%

地域行事や活動の参加

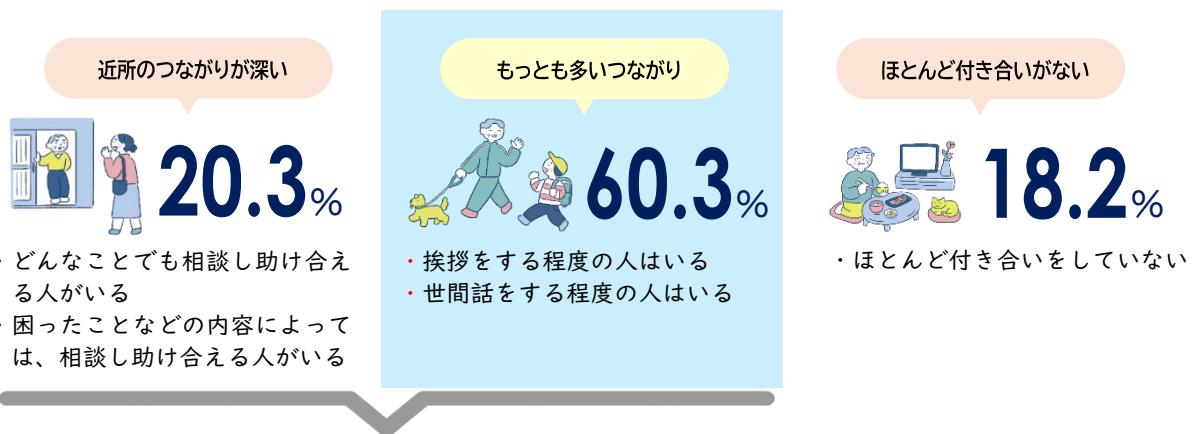


「参加していない」
※「過去に参加していた」も含む

65.4%

(2) 地域のつながり方の状況

地域の希薄化が課題となっている中で、アンケート調査結果でも、「挨拶する程度の人はいる」と「世間話をする程度の人はいる」で6割を占めています。その他、地域のつながり方による回答の傾向をまとめています。



- 近所付き合いがある
- 地域の住民相互の交流について、「活発である」と感じる人よりも「活発でない」と感じる人の割合が高く、「わからない」人も多くいます。
 - ほとんどの人が地域での支え合い、助け合いを重要と考えている一方で、実際に地域での支え合い・助け合いを実感している割合は低くなっています。
 - 地域の中に気軽に立ち寄れる交流の場所があるかの問いに、「場所がある」と回答する人は、「場所がない」と回答する人の半数となっています。
 - 地域における人との関わりに対する考え方について、付き合いの大切さはわかりつつも、時間に余裕のある人ややる気のある人に任せる意見が全体的に多くなっています。

傾向のまとめ

- 近所付き合い・交流と、地域活動や住民相互の支え合いとは密接に関わっています。
- 地域の支え合いや助け合いを求める人が多い一方で、日頃の付き合いや交流は挨拶する程度の人が多くなっています。
- 近所付き合いや地域のつながりが少ないと、地域の活動や交流の場への参加に対して消極的かつ受動的な傾向が強くなります。
- 地域活動への参加や地域住民とのつながりのきっかけづくりが求められています。

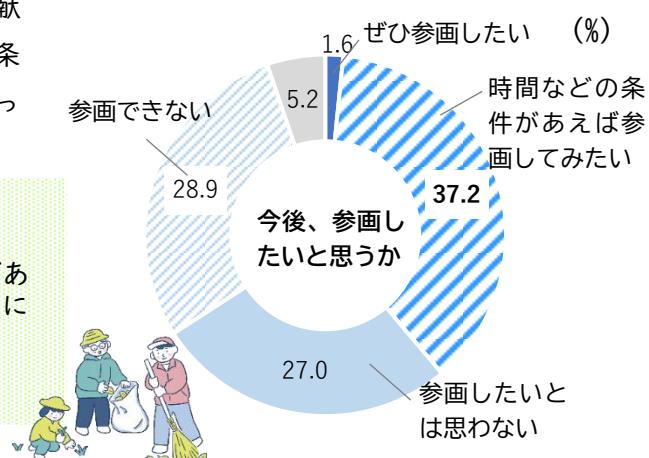
(3) 地域福祉基盤に係る事項

① ボランティア活動等の社会貢献・地域貢献の活動への参画意向

ボランティア活動等の社会貢献・地域貢献の活動への参画については、「時間などの条件があえば参画してみたい」が最も高くなっています。

関連設問の傾向

- 参画要件として、「自分にあった時間であること」が最も多くなっており、参画には時間が深く関わっています。

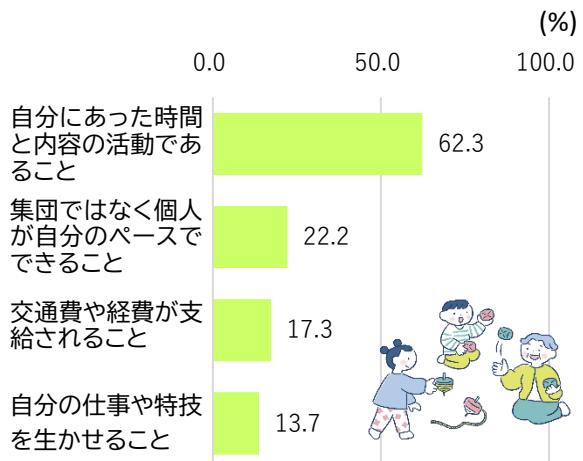


② ボランティア活動等の社会貢献・地域貢献の活動への参画条件

ボランティア活動等の社会貢献・地域貢献の活動への参画の条件については、「自分にあった内容の活動であること」が最も高くなっています。

関連設問の傾向

- 参画するには、時間の条件に加え、活動内容が自分にあっていいるかが条件になる人が多くいます。

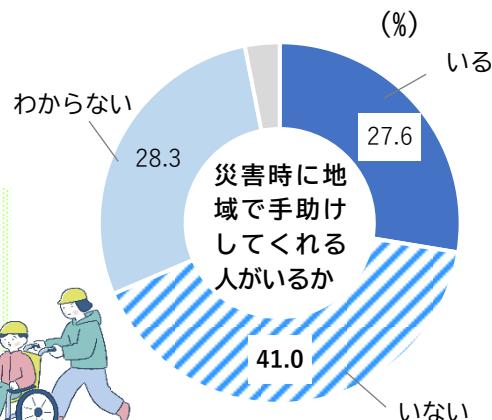


③ 災害等の緊急時について

災害等の緊急時において、自力で避難できない際に地域で手助けをしてくれる人がいるかの質問については、「いない」と回答した人が多くなっています。

関連設問の傾向

- 日頃からの取組として、「危険箇所」「避難所」の把握が最も高い一方で、「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」も同程度、高くなっています。



(4) 年代による傾向(20~50歳代)

アンケート調査の結果では、60歳以上の人回答が多いことから、60歳未満の世帯に注目し、傾向をまとめています。



4 地域福祉懇談会からみる市の現状

本計画策定にあたり、対象を安威川以北地域、安威川以南地域に分けて、地域福祉懇談会（ワークショップ形式）を実施しました。地域福祉懇談会では、「地域のつながりとはなにか」「理想の地域とはなにか」をメインテーマに話し合いました。

傾向のまとめ

地域福祉懇談会では、「挨拶をすること」が重要であるといった意見が最も多く、挨拶をすることで、顔見知りになり、顔見知りであることは安心感につながるといった意見が多くなっています。

また、災害時等の緊急時に助け合う、いざという時に支え合う地域であることを理想にあげる意見も多くあり、日頃からの地域のつながりを重要視する傾向がみられます。

〈理想の地域〉※意見抜粋



5 課題のとりまとめと今後の方向性

(1) 地域のつながり方の多様化と担い手の確保

前期計画〉基本目標1に対応

近年、単身世帯の増加、世帯規模の縮小、地域における交流意識の低下といった社会変化から地域のつながりは変容しています。

実施したアンケート調査の結果をみると、近所付き合いは「挨拶する程度」が最も高くなっているものの、近所付き合いの満足度は高く、つながりが希薄化している中でも満足しているということは、つながり方の認識も多様であるということがわかります。

一方で、非常時の助け合い・支え合いのために、日頃からの地域のつながりを重要視する声も多くあります。地域のつながりのみならず、社会とのつながりといった点においては、スマートフォンなどの通信機器の発達、普及により、インターネット上のつながりについては若年層だけでなく、高齢者層でも多くなりつつあります。

また、地域では担い手不足や、担い手の高齢化や固定化が課題となっており、新たな主体の確保のため、個々の生活様式の中で無理なく参画できるきっかけづくり・メニューづくりが重要です。

今後の方向性

- 個々にあった地域のつながり方が実現するための取組が必要
- 多様な主体の参画による「担い手」の確保が必要



(2) 今後も増える複雑化・複合化する課題

前期計画〉基本目標2に対応

分野別の福祉制度では対応が難しい、8050問題、育児と介護のダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題が顕在化しています。さらに、近年、人と人との交流や地域のつながりの希薄化が進行しており、それにより孤独・孤立問題が深刻化している傾向にあります。

本市の場合、少子高齢化の進行は緩やかなものの、将来的に高齢化の進行は避けられない状況となっており、今後は複雑化・複合化した課題がますます増える可能性があります。

アンケート調査結果では、課題を抱えていると思われる家庭からの相談を受ける際に、「どこに相談してよいかわからない」の割合が高くなっています。相談体制の強化はもちろんのこと、他分野の事業内容や課題について相互に理解し、庁内連携を推進する必要があります。

今後の方向性

- 市域全体で相談を受け止める、断らない相談支援体制が必要
- 分野横断的な連携によるチーム支援が必要



(3) 支援を必要とする世帯の増加

前期計画〉基本目標3に対応

本市の人口は横ばいに推移しており、生産年齢人口については増加傾向となっていますが、人口ピラミッドをみると40歳後半から50歳後半の人口が多いことから、将来的に高齢者の人口が大きく増えることが予想されます。

また、世帯の状況をみると、単身世帯や高齢者のいる世帯が増加しており、今後も支援を必要とする世帯が増える可能性があります。

こうした中で、自ら支援を求めることが難しい潜在的な相談者を早期に把握し、積極的に働きかける「アウトリーチ支援」等、課題を抱える本人の意向や状況に合わせ、支援者が継続的につながる「伴走型支援」及び地域活動等へのつながりを支援することが重要です。

今後の方向性

- 地域で困りごとを受け止め・把握する仕組みづくりが必要
- 地域とのつながり・社会参加への支援が必要



(4) 災害等の緊急時の支援体制

前期計画〉基本目標4に対応

地域で安心して暮らすためには、災害等の緊急時の備えや支え合いが必要となります。近年、大規模な地震や大型の台風、集中豪雨等の災害への対策がより一層必要となっており、市民と行政が連携し、地域全体で取り組むことが求められています。

アンケート調査では、災害が起きた際に、地域で手助けをしてくれる人がいるか（自力で避難できないことを想定して）については、「いない」が最も高くなっています。災害への備えとして大事なのは、危険箇所や避難所の把握とともに「日頃からの近所付き合い」の割合が高くなっています。

地域で安心して暮らすためには、非常時を見据えた地域での助け合い・支え合いを推進し、地域のつながりに係る仕組みづくりを展開する必要があります。

今後の方向性

- 行政と地域の連携による災害等の緊急時の支援体制が必要
- 災害等の緊急時における地域の支え合い・助け合いの仕組みが必要



上記の4つのまとめを踏まえ

より実効性のある計画とするために、施策の変更を実施しました。





第3章

計画の基本的な考え方

1

基本理念（目指す姿）

2

基本目標

3

一体的に推進する項目

4

施策体系



基本理念(目指す姿)

みんなで支え合い育む、誰もが安心して暮らせる、
笑顔あふれるつながりのまちづくり



本計画では、第4期摂津市地域福祉計画で実践してきた取組のさらなる深化・発展を図るため、第4期摂津市地域福祉計画で掲げた基本理念を継承し、基本目標や施策を整理の上、取組を展開してまいります。

みんなで支
え合い育む

「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、みんながそれぞれにできることで役割をもってまちづくりに参加することで、地域・社会とのつながりが強くなり、支え合いによりまちが育まれることを目指します

誰もが安心し
て暮らせる

多様な主体による地域での見守りの仕組みや、困りごとをまち全体で受け止める体制が広がることで、誰一人排除されず取り残されることがない、安心して暮らせるまちをつくります

笑顔あふれ
るつながり

生活様式が多様化する中、個々にあった地域・社会とのつながりにより、社会的な孤立や疎外を感じることなく、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられる、笑顔が自然とあふれるまちづくりを目指します

2 基本目標

基本理念の実現を目指し、下記の基本目標を設定します。

基本目標

1

地域を支える人づくり

住民や地域の多様な主体がつながり、地域が育まれます。

ライフスタイルや地域のつながりへの意識が多様化する中で、地域を支える人を長期的な視点で確保するための施策に取り組みます。



基本目標

2

住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自分らしく暮らすために、社会参加に向けた多様なきっかけづくり、個々の条件に合わせて活躍できる拠点づくり、居心地の良い居場所づくりに取り組みます。

基本目標

3

まち全体で受け止め・支える仕組みづくり

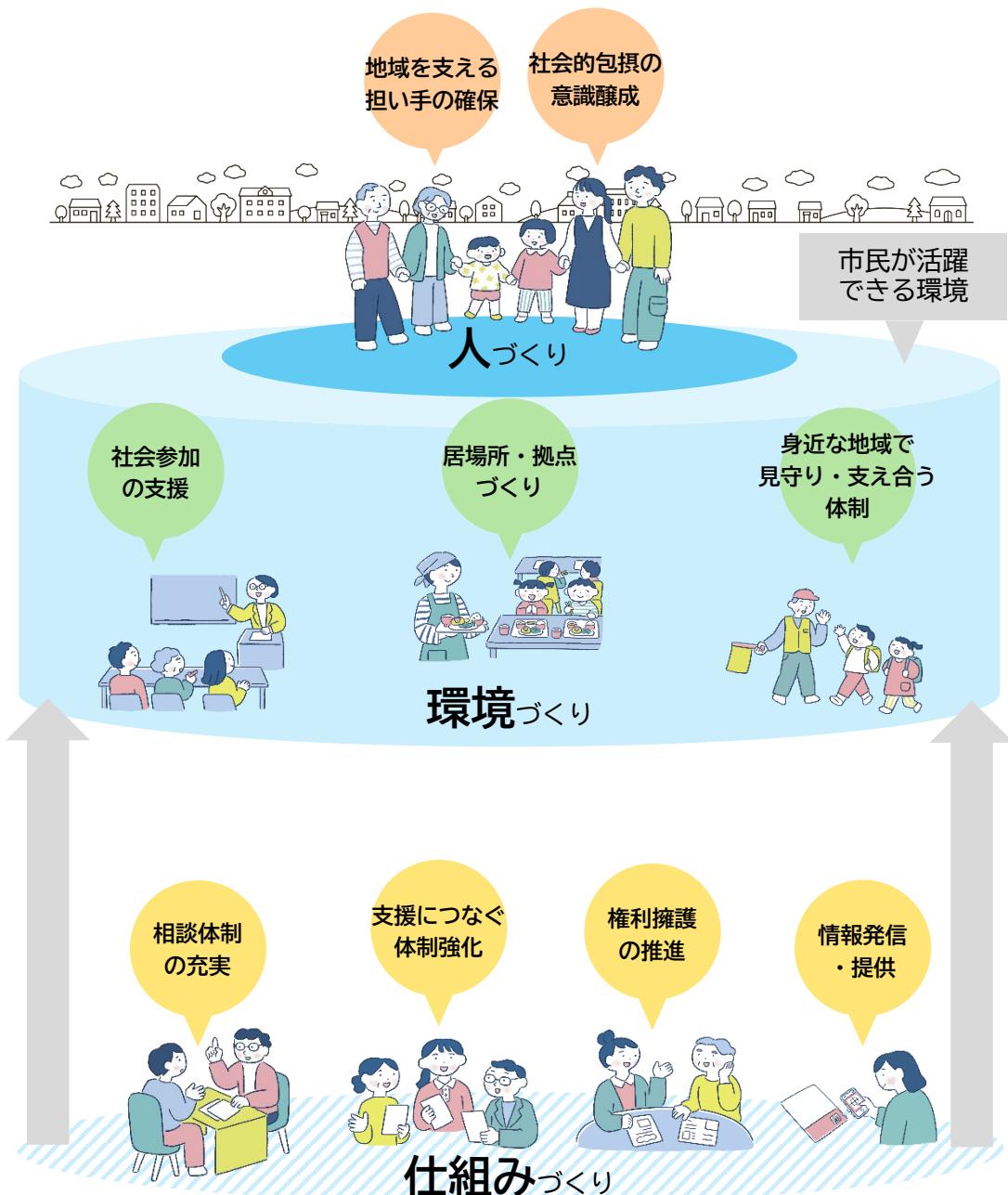
福祉を取り巻く課題は、複雑化・複合化しています。本市に住む誰もが、安心して暮らすことができるよう福祉の課題に対して、まち全体で受け止め支えるための仕組みづくりに取り組みます。



地域に関わる様々な人が地域を支え、地域住民みんなが活躍できる環境があり、それらを支える仕組み・基盤があることで、市全体の地域福祉を推進し、基本目標を実現します。

みんなで支え合い育む、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるつながりのまちづくり

市全体の地域福祉を推進



3 一体的に推進する項目

(1) 重層的支援体制整備事業実施計画の方針

少子高齢化の進行や単身世帯の増加、価値観の多様化など社会環境が大きく変化したことにより、生活を送る中で直面する課題が複雑化・複合化しています。

子育て、介護、障害、生活困窮などの分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を必要な支援につなげるため、早期発見のためのアウトリーチ機能の拡充や支援機関の連携強化、個々のニーズに合った居場所や活動とのマッチング機能の強化などに一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を展開します。

記載箇所) 基本目標2-1、2-2、3-1、3-2



(2) 成年後見制度利用促進基本計画の方針

認知症、知的障害その他の精神上の障害がある人の財産の管理や日常生活を支える重要な手段である、成年後見制度が十分に活用されていないことを踏まえ、本人の尊厳を守り、地域社会への参加の実現に向け制度の適切な利用を促進することを目的に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。

本市においても、今後、ニーズの増加・多様化が見込まれることを踏まえて、関係部署・機関が連携し、成年後見制度の理解促進及び利用促進に係る取組を展開します。

記載箇所) 基本目標3-3

(3) 再犯防止推進計画の方針

犯罪をした者等が、周囲の理解と協力を得つつ円滑に社会復帰することにより、再犯の防止を推進するため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

過去の犯罪や非行から立ち直ろうとする人が、再犯をすることなく地域で安定した生活を送るために、福祉的支援と地域の理解が必要であり、本市においては、引き続き、関係団体と連携し、再犯防止に向けた更生保護の取組を展開するとともに、市民への周知・普及に係る取組を推進します。

記載箇所) 基本目標2-1

4 施策体系



基本理念

みんなで支え合い育む、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるつながりのまちづくり

基本目標 1



地域を支える
人づくり

基本目標 2



住み慣れた地域で
自分らしく暮らせる
環境づくり

基本目標 3



まち全体で
受け止め・支える
仕組みづくり

施策の方向

地域を支える
担い手の確保

社会的包摲の意識醸成

施策の方向

社会参加（生きがいづ
くり）の支援

多様な居場所
・拠点づくりの推進

身近な地域で見守り
・支え合う体制づくり

施策の方向

相談体制の充実

支援につなぐ見守り
体制の強化

権利擁護の推進

情報発信・提供の充実





第4章

具体的な施策の推進



地域を支える人づくり



住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくり



まち全体で受け止め・支える仕組みづくり



施策の方向Ⅰ 地域を支える担い手の確保

多様な活動を生み出す地域づくりのためには、新たな人材の参入を促進し、継続的に活動するのに必要な人材を確保するとともに、活動をリードする人材を養成するなど、地域を支える担い手の確保に努めます。

〈現状・課題〉

アンケート

■ 日頃、地域で行われている行事や活動に参加していない人が全体で約6割います。中でも、参加したことがない人は、60歳以上では3割前後に対し、20歳代及び30歳代では6割超であり、それらの世代の参加を促す必要があります。

■ 地域住民が気にしていることとして、全体では「地域活動の担い手が不足している」が23.7%と最も高い回答となっています。ただし、30歳代は、60歳代の約半数であり、現役世代は担い手に係る意識が低いと考えられます。

■ 地域活動等に参画するための要件として、「自分にあった時間と内容の活動であること」や「自分のペースでできること」があげられていることから、メニューや選択肢の多様化について検討する必要があると考えられます。

地域福祉懇談会

△ 「地域のつながり」として、「地域行事などに参加すること」をあげる意見が多いことから、地域行事への参加を促す必要があります。

△ 担い手の固定化・高齢化が進行しており、今後、新たな担い手だけでなく、地域をけん引するリーダー的な人材が求められています。

△ 担い手が減少すると、団体の維持が困難になるとの意見があります。

◆ ボランティアや地域の担い手養成講座の参加者の固定化及び地域の担い手不足・高齢化が課題となっており、新たな主体の参入を促す啓発活動やきっかけづくりが求められます。

◆ 行政と活動団体、又は活動団体同士をつないだり、様々な課題を整理したりする役割が必要となっています。

施策評価*

*第4期摂津市地域福祉計画の振返りを踏まえた評価・課題を掲載しています。

まち全体で目指す姿

○新たに幅広い年齢層の担い手が参入し、多様な人材により地域が支えられています。

○行政と活動団体又は、活動団体同士でつながりができ、地域活動が活性化しています。



① 地域福祉の担い手養成

〈具体的な取組〉

1 地域での見守り役を担う人材を養成します

内容

- 地域の中で緩やかに見守りや声掛けを行うサポーターの養成を推進します。
- 通学路の見守りや高齢者の見守り等の担い手を養成するとともに、新たな手法による見守りを検討します。
- 地域に見守りのネットワークが構築されるよう、地域の見守り役を支援するとともに、活動者間同士の横のつながりができるような取組を実施します。

2 地域を支えるボランティア人材を養成します

内容

- 地域の様々なボランティア活動について周知・普及を図ります。
- ライフスタイルが多様化する中、自身の生活にあったボランティア活動に参加できるよう、活動の時間や活動要件の多様化を図ります。
- 自身の経験や知識を活かしたボランティア活動ができるよう活動メニューの多様化を図るとともに、コーディネート機能の充実を図ります。

3 地域で活動する団体を支援します

内容

- 民生委員・児童委員や福祉委員、自治会や老人クラブ、社会福祉法人やNPO法人など、地域で活動する様々な団体の活動しやすい環境づくりを推進し、継続した活動ができるよう支援します。

4 新たな担い手が参入しやすい環境づくりを推進します

内容

- 若年層や現役世代が地域活動に参加するきっかけとなる、地域イベントや親子で参加できるイベントの実施を支援します。
- 自身の生活様式の中で無理なく地域活動に参加できるよう、多様な地域活動の実施を推進します。
- 情報の一元化や参加手続の簡便化等により、新たな担い手が地域活動に参入しやすい仕組みづくりを推進します。

5 幼児期や学童期における福祉教育を推進します

内容

- 学校における福祉教育の機会の充実を図るとともに、幼児期や学童期から、ボランティア体験などの地域活動に触れる機会の充実を図ります。
- 地域住民や地域団体と学校など、地域全体が連携しこどもを支える体制を推進することにより、幼児期や学童期から地域のつながりに関する意識を醸成します。

6 地域活動に係る情報発信の充実を図ります

内容

- 全ての人が地域活動に関する情報を入手できるよう、多様な媒体を活用して地域活動やボランティア活動に関する情報発信の充実を図ります。
- 初めて地域活動に参加した人が、継続的な参加につながるよう、様々な媒体を活用して発信するとともに、さらなる効果的な発信方法について検討します。

② 専門職人材の確保・定着支援

〈具体的な取組〉

1 介護人材の確保を支援します

内容

- 介護人材の確保に向け、介護職員初任者研修講座や就職フェア等の取組を実施します。
- 資格を有する介護従事者だけでなく、介護従事者の補助を行う人材や地域での支え合いを担う人材の確保を図ります。

2 保育士・保育教諭の人材確保を支援します

内容

- 地域の保育・教育ニーズに対応するため、認定こども園や保育所等が定員までこどもを受け入れるとともに、一時預かり事業や乳児等通園支援事業を適切に実施できるよう、保育士や保育教諭の確保を支援します。

3 専門職人材の定着を支援します

内容

- 介護現場における業務負担軽減を図るとともに、専門分野における職務に専念できるよう、手続や事務の簡素化を推進します。
- 専門職同士の情報交換等を行う場を設けるとともに、課題解決に向けた助言等の後方支援を実施します。
- 資格更新に係る補助など、介護人材の定着につながる取組を実施するとともに、専門職職員に対する研修等を通じた資質向上やスキルアップを支援します。

③ 支え・支えられる関係の循環

〈具体的な取組〉

1 子育て・こどもを通じた住民同士の支え合いを推進します

内容

- 子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人がつながり、住民同士で子育てを支え合う取組を推進します。
- 誰もが子育てに关心を持ち、見守りや子育て支援に参加しやすい地域づくりや、子育て世帯を支える環境づくりを推進します。

2 日常生活の支援を通じた住民同士の支え合いを推進します

内容

- 日常生活における困りごとの援助を受けたい人と援助できる人がつながり、住民同士で困りごとを支え合う取組を推進します。

施策の方向2 社会的包摶の意識醸成

地域において相互に理解・尊重しながら、誰もが支え合い協力し、誰ひとり排除されることなく、自分らしく暮らせる地域づくりを目指し、市民理解や意識の醸成を図ります。

〈現状・課題〉

アンケート

- 地域における支え合いや助け合いについて、「とても必要である」、「ある程度必要である」の割合が89.5%となっている一方で、実際に地域における支え合いや助け合いを実感している人は43.2%となっています。
- 地域における支え合いや助け合いについて、多くの人が必要であると考えている一方で、20歳代から50歳代において「まったく必要だと思わない」と回答している人が一定数います。
- 支援が必要な家庭から相談を受けた場合に、約2割の人が「どこに相談していいかわからない」と回答しており、相談窓口の周知・普及の必要があります。
- 充実してほしい施策として、約1割の人が「地域福祉に関する教育の充実」をあげており、福祉の正しい理解促進や周知・普及が求められます。

地域福祉懇談会

- △ 地域住民の相互理解を深めるための学習・教育の場が求められています。
- △ 相手の立場を理解することにより、支え合いや助け合いが生まれるという意見があり、福祉に係る理解促進が必要であると考えられます。

施策評価

- ◆ 「市民の意識醸成」「担い手確保」「地域理解の促進」に相当する具体的な啓発活動、研修及び学校・地域連携の取組の強化が必要となっています。
- ◆ 啓発活動や地域交流研修会について整理を行い、市民に対して地域のつながりの必要性について更なる意識醸成を図る必要があります。

まち全体で目指す姿

- 地域社会を構成する市民や地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者など多様な担い手による多様なつながりが形成されています。
- 不安を抱える高齢者や障害のある人等への理解促進が図られるとともに、地域の支え合い・助け合いの意識が醸成されています。



① 地域のつながりの醸成

〈具体的な取組〉

1 地域のつながりに係る意識の醸成を図ります

内容

- 地域のつながりや地域コミュニティ活動の重要性について、啓発活動等を通じて、市民の意識醸成を図ります。
- コミュニティスクールの推進やすこやかネットの活動の充実など、地域住民や地域団体と学校が目標や課題を共有し、学校を含む地域全体で子どもの成長を支える体制・取組を推進することにより、地域のつながりの意識醸成を図ります。

2 新たな担い手が参入しやすい環境づくりを推進します【再掲】

内容

- 若年層や現役世代が地域活動に参加するきっかけとなる、地域イベントや親子で参加できるイベントの実施を支援します。
- 自身の生活様式の中で無理なく地域活動に参加できるよう、多様な地域活動の実施を推進します。
- 情報の一元化や参加手続の簡便化等により、新たな担い手が地域活動に参入しやすい仕組みづくりを推進します。

3 地域で活動する団体を支援します【再掲】

内容

- 民生委員・児童委員や福祉委員、自治会や老人クラブ、社会福祉法人やNPO法人など、地域で活動する様々な団体の活動しやすい環境づくりを推進し、継続した活動ができるよう支援します。

② 福祉教育の推進

〈具体的な取組〉

1 障害に関しての市民理解を促進します

内容

- 障害を理由とした差別や障害のある人の生きづらさの解消のため、様々な機会を通じて、障害及び障害のある人への理解促進を図ります。
- 障害のある人等への合理的配慮に関する理解促進、周知・啓発を図ります。

2

介護保険や認知症に関する市民理解を促進します

内容

- 要介護状態になった時に必要な支援につながるよう、介護保険制度や高齢者福祉サービス等について理解促進を図るとともに、普及啓発に取り組みます。
- 認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、地域で見守り・支え合う関係を醸成するためには、認知症に対する正しい知識の普及に取り組みます。

3

幼児期や学童期における福祉教育を推進します【再掲】

内容

- 学校における福祉教育の機会の充実を図るとともに、幼児期や学童期から、ボランティア体験などの地域活動に触れる機会の充実を図ります。
- 地域住民や地域団体と学校など、地域全体が連携しこどもを支える体制を推進することにより、幼児期や学童期から地域のつながりに関する意識を醸成します。

／**基本目標**／
2

住み慣れた地域で自分らしく暮らせる 環境づくり

施策の方向Ⅰ　社会参加（生きがいづくり）の支援

住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、地域とのつながりや生きがいを持つことが重要であることから、社会参加や地域の様々な活動への参加を支援するとともに、地域団体に対し継続的に活動できるよう支援を行います。また、地域とのつながりや生きがいを持つためには、身体的に元気である必要があることから、健康に過ごせるよう市民の健康づくりを支援します。

〈現状・課題〉

アンケート

- 日頃、地域で行われている行事や活動に参加していない人は約6割います。
- 地域活動の参加意向において、「時間などの条件があれば参画してみたい」が37.2%となっています。また、市民が地域活動やボランティア活動に参加する目的について、30歳代では「余暇時間の有効利用」が最も多いことから、多様な生活様式に合わせた実施手法が求められます。
- 今後、特に重要な取組に係る質問に対し、15.6%の人が「生きがいづくりが盛んなまちづくり」と回答しており、生きがいづくり支援が求められています。
- 外出頻度について、1割超の人が週1回以下と回答していることから、地域のつながりを形成するためにも外出を促す必要があります。

地域福祉懇談会

施策評価

- △ 特定の人が担うのではなく、みんなで少しづつできることを無理なく出しあえる関係性や仕組みが求められています。
- △ ボランティア等の良い活動をしている方の情報を広く伝えることで、地域活動への意識醸成を図り、活動への参加を促すことが求められています。
- ◆ 地域福祉団体の活動支援を継続するとともに、多様な人が参加できるよう情報提供の充実を図る必要があります。
- ◆ 行政、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者が連携し、協働のまちづくりの推進に向け、取組を実施する必要があります。
- ◆ 再犯防止の取組や更生について、市民理解を深めるため、様々な媒体による周知・普及が必要となっています。

まち全体で目指す姿

- 市民が身体的に良好な状態で、社会参加や地域活動への参加など、地域とのつながりや生きがいをもって自分らしく暮らしています。
- 地域団体の活動が活性化され、様々な地域活動が主体的に行われています。



① 地域活動への参加支援

〈具体的な取組〉

I 社会参加できるよう外出支援を実施します

内容

- 高齢者や障害のある人が外出の機会を持ち、地域社会に参加できるよう外出支援を実施します。
- 子育て世帯や多胎児世帯などの外出が難しい方に対し、ヘルパー・サポーターの派遣等により、外出支援を実施します。

2 地域とのつながりづくりを支援します（参加支援）

内容

- 複雑・複合的な福祉課題があり、地域とのつながり・交流が少ない人や世帯に対し、生活課題やニーズを把握の上、地域社会に参加できるよう支援を行います。
- 新たな社会資源の開拓や既存の社会資源の拡充を図るなど、支援メニューの充実を図ります。

3 地域活動に係る情報発信の充実を図ります【再掲】

内容

- 全ての人が地域活動に関する情報を入手できるよう、多様な媒体を活用して地域活動やボランティア活動に関する情報発信の充実を図ります。
- 初めて地域活動に参加した人が、継続的な参加につながるよう、様々な媒体を活用して発信するとともに、さらなる効果的な発信方法について検討します。

② 当事者・当事者組織の活動等への支援

〈具体的な取組〉

I 社会福祉協議会との連携を推進します

内容

- 摂津市社会福祉協議会の活動に対し支援を実施するとともに、摂津市社会福祉協議会と連携し、地域住民や地域団体の主体的な活動への支援を行います。
- 摂津市社会福祉協議会と連携し、地域活動に関する広報を一体的に実施することにより、活動の活性化を促進します。

2 地域で活動する団体を支援します【再掲】

内容

- 民生委員・児童委員や福祉委員、自治会、老人クラブ、社会福祉法人、NPO 法人など、地域で活動する様々な団体の活動しやすい環境づくりを推進し、継続した活動ができるよう支援します。

3 地域活動に係る情報発信の充実を図ります【再掲】

内容

- 全ての人が地域活動に関する情報を入手できるよう、多様な媒体を活用して地域活動やボランティア活動に関する情報発信の充実を図ります。
- 初めて地域活動に参加した人が、継続的な参加につながるよう、様々な媒体を活用して発信するとともに、さらなる効果的な発信方法について検討します。

③ 就労等を通じた社会参加・社会復帰への支援

〈具体的な取組〉

1 就労を通じた社会参加を支援します

内容

- 就労を希望する人に対し、就労支援を実施し社会とのつながりづくりを支援します。
- 働くことを希望する高齢者や障害のある人を対象に、就労に関する相談支援を実施するとともに、就職フェアや就労トライアル等により就労支援を実施します。
- 長期で就労していない人に対して、体験、サポート付就労など段階を踏んでステップアップできる、多様な就労プログラムを整備するとともに、資格取得に関する研修機会の充実を図ります。

2 子育てと仕事の両立支援を推進します

内容

- 保護者のニーズを踏まえながら、就学前施設の施設配置を行うとともに、一時預かり事業や病児・病後児保育事業など、多様な保育サービスを充実します。
- こどもが放課後等に安全・安心に過ごせる学童保育の充実とサービス向上を推進します。

3 高齢者・障害者の就労に向けた環境整備を図ります

内容

- 就労を希望する人が体調に応じた働き方ができるよう、事業所や民間企業、シルバーパートナーセンター等と連携し、就労機会の確保・雇用拡大に取り組みます。
- 障害のある人の就労機会の確保に向け、民間企業等において雇用を促進するとともに、民間企業の職場における合理的配慮の促進を図ります。

4 生きづらさを抱える人の社会参加を支援します

内容

- ひきこもり状態にある人など、生きづらさを抱え、社会とのつながりが少ない人に対して、当事者同士の交流の場を設けるなど、社会とのつながりを持てるような取組を推進します。
- 長期間就労しておらず、すぐには就労が難しい人に対しては、様々な体験や講座等を通じて、社会参加のきっかけづくりに取り組みます。

再犯防止推進計画

1 保護司会の活動支援

- 「摂津地区保護司会」では、現在 32 名の保護司が所属し、再犯防止の様々な取組を進めています。
- 保護司をめぐっては、市民の認知が低いことや高齢化の進行から、担い手の不足が懸念されるところです。今後は、「保護司」の役割や保護司会としての取組の周知・普及に向けた取組を推進させていきます。

保護司とは

職務は保護観察を受けている少年などへの指導、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整を行う環境調整、犯罪予防活動を行い、地域において、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

2 活動団体との連携（更生保護女性会と BBS 会）

- 本市では、ボランティア団体として「更生保護女性会」と「BBS 会 (Big Brothers and Sisters Movement の略)」が保護司と連携して、再犯防止の取組を推進しています。
- 今後も、再犯防止の取組を推進するため 2 つの団体と保護司会との連携を強化します。

更生保護女性会とは

女性の立場から犯罪や非行を予防するとともに、過ちを犯した人たちの立ち直りの支援を行うボランティア団体です。

BBS会(Big Brothers and Sisters Movement の略)とは

様々な問題を抱える青少年に対し、兄や姉のような身近な存在として接しながら、青少年の健全な成長を支援し、犯罪や非行の無い地域社会の実現を目指すボランティア団体です。

3 啓発活動の推進

- 「更生保護の日」である7月1日からの1か月間は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、全国各地でさまざまなイベントが展開されています。
- 今後とも、本市、保護司会、更生保護女性会、青少年指導員連絡協議会、自治連合会、PTA、民生児童委員協議会等の様々な団体が参加する推進委員会により、社会を明るくする運動を推進し、再犯防止を主要なテーマとした講演会や市民集会の開催などに取り組みます。

4 更生保護サポートセンター

- 保護司会の活動拠点として、地域福祉活動支援センター内に「更生保護サポートセンター摂津」が設置されています。
- 今後も、「更生保護サポートセンター摂津」において、相談受付業務などを実施します。

5 協力雇用主制度の推進

- 現在、摂津市内では●社が協力雇用主として、罪を犯した人々の社会復帰と自立に協力することを目的に罪を犯した人の雇用に協力しています。
- 今後も、協力雇用主制度に関する周知を行うとともに、協力雇用主の拡大と実際の雇用につなげる取組を進めていきます。

④ 健康づくりに係る取組の充実

〈具体的な取組〉

1 健康意識を醸成します

内容

- 住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、地域とのつながりや生きがいを持ち、かつ身体的に元気でいることが重要であることから、日頃からの健康への意識醸成に取り組みます。

2 様々な機会を通じた健康づくりを促進します

内容

- 健康づくりを目的として自主的に活動している健康づくりグループが、継続的に活動できるように支援します。
- 介護予防の活動等を行う通いの場の充実を図るとともに、専門職を派遣し、健康増進・介護予防を促進します。

3 運動や健康づくりを促す環境づくりを行います

内容

- 日常的な健康づくりに取り組めるよう、ウォーキングコースの普及や健康遊具の整備を行います。
- 動画の配信等を通じて、自宅等で好きな時間に自分のペースで行える健康づくり・介護予防を促進します。

施策の方向2 多様な居場所・拠点づくりの推進

身近な地域で気軽に立ち寄ることができ、自主的な活動や住民同士の交流・つながりが生まれるような多様な居場所・拠点づくりを推進します。

〈現状・課題〉

アンケート

- 日頃、気軽に立ち寄れる、地域の人と交流する場所について、「ない」と回答した人が全体で60.3%となっています。中でも、20歳代及び30歳代では8割超の人が「ない」と回答しています。
- 今後特に重要な取組に係る質問に対し、28.0%の人が「人が集まり、気軽に相談できる場の充実」と回答しており、交流が生まれる場や拠点の整備が求められています。
- 地域の活動情報について、「入手先や入手方法がわからないため、入手できない」と回答した人が全体で5.9%、特に、20~29歳では18.5%、30~39歳では9.6%と高く、情報提供の充実を図る必要があります。
- 地域の住民同士の交流について、あまり活発でないと回答した人が46.1%であり、30.5%の人が「わからない」と回答しており、交流が生まれる場や拠点の整備が必要であると考えられます。

地域福祉懇談会

施策評価

- △ 日頃から、地域の人と情報交換できる機会や集まれる場所が求められています。
- △ 地域で気軽に集まれる場所があることで、交流が生まれ、つながりができることに期待する意見が多くあります。
- ◆ 特定の人や団体だけでなく、分野にとらわれず多世代の方が利用・交流でき、気軽に立ち寄れる居場所の整備が必要となっています。
- ◆ 地域住民が気軽に立ち寄ることができ、地域福祉活動や地域住民同士の交流がさらに促進されるよう、活動拠点等の利用促進を図る必要があります。

まち全体で目指す姿

- 市民誰もが気軽に立ち寄ることができ、交流が生まれる居場所・拠点ができています。
- 市域全体に分野を横断した居場所があり、属性や分野を問わない交流・活動が実施されています。



① 様々な活動が生まれる場の整備

〈具体的な取組〉

1

気軽に交流でき、様々な活動が生まれる活動拠点の整備を推進します

内容

- 住民同士の交流や多様な活動が展開されるよう、地域福祉活動拠点の利用促進を図ります。
- コミュニティ施設や公民館など、公共施設等について機能的で親しみやすい拠点の整備を図ります。

2

地域づくりの拠点としての地域福祉活動支援センターの機能充実を図ります

内容

- 摂津市社会福祉協議会の事務局がある地域福祉活動支援センターを、住民同士の交流できる場として整備するとともに、地域活動の拠点としてセンター機能の充実を図ります。

3

共助の基盤づくりとしての地域づくりを推進します

内容

- 市や摂津市社会福祉協議会のほか、地域住民や団体等の様々な主体と協働で、分野横断的に地域課題の把握及び社会資源の発掘に取り組みます。
- デジタル技術を活用した地域福祉に関する情報提供の手法を検討します。
- 多様な主体による活動や多世代の交流が育まれるよう、世代や属性にかかわらず立ち寄れる居場所を整備します。

② 気軽に立ち寄れる居場所づくり

〈具体的な取組〉

1

気軽に交流でき、様々な活動が生まれる活動拠点の整備を推進します【再掲】

内容

- 住民同士の交流や多様な活動が展開されるよう、地域福祉活動拠点の利用促進を図ります。
- コミュニティ施設や公民館など、公共施設等について機能的で親しみやすい拠点の整備を図ります。

2

こどもや子育て世代に係る居場所づくりを推進します

内容

- 児童センターや子ども食堂など、こどもの多様な居場所を提供し、安全・安心に過ごせる居場所の充実を図ります。
- 子育て家庭が地域から孤立することなく、子育ての負担や不安を抱え込むことがないように、児童センターやつどいの広場など、身近な場所で気軽に集い、交流し、子育ての相談や助け合いができる環境づくりを推進します。

3

高齢者・障害者の居場所づくりを推進します

内容

- 高齢者又は障害のある人同士がつながりを持てるよう、身体障害者・老人福祉センターでの体操やゲームなどの活動の充実を図るとともに、参加者同士が交流できる通いの場づくりを推進します。

4

当事者グループの活動を支援します

内容

- ひきこもりや認知症の当事者、家族介護者など、悩みや生きづらさを抱える当事者又は当事者の家族が、悩みや困りごとを共有できる場・機会として交流会を実施し、共に支え合うための主体的な意見交換や交流を支援します。

5

共助の基盤づくりとしての地域づくりを推進します【再掲】

内容

- 市や摂津市社会福祉協議会のほか、地域住民や団体等の様々な主体と協働で、分野横断的に地域課題の把握及び社会資源の発掘に取り組みます。
- デジタル技術を活用した地域福祉に関する情報提供の手法を検討します。
- 多様な主体による活動や多世代の交流が育まれるよう、世代や属性にかかわらず立ち寄れる居場所を整備します。

6

居場所についての情報発信の充実を図ります

内容

- 世代・属性を問わず気軽に立ち寄ることができる居場所を持てるよう、地域の居場所についての情報発信の充実を図ります。
- 全ての人が、興味・関心のある活動に関する情報を入手できるよう、地域の活動情報を集めたマップの作成など、多様な媒体を活用して地域活動やボランティア活動に関する情報発信の充実を図ります。

施策の方向3 身近な地域で見守り・支え合う体制づくり

誰もが地域の中で孤立しないように、地域で見守り、支え合うことが重要であり、災害時にはより一層不可欠となります。そこで、日頃から地域での見守り・支え合う体制を構築するとともに、行政と市民や地域団体との連携を推進します。

〈現状・課題〉

アンケート

- 地域における支え合いや助け合いについて、「とても必要である」、「ある程度必要である」の割合が89.5%となっている一方で、実際に、地域における支え合いや助け合いを実感している人は43.2%となっています。
- 災害時に、家族以外に地域で手助けをお願いできる人が「いる」割合が、27.6%であり、非常時における支え合いの仕組みが必要です。
- 災害時の備えとして、半分以上の方が「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」が最も重要であると回答している一方で、全体で約2割の方が、日頃ご近所付き合いを全くしていない状況があります。
- 近所の人から「安否確認の声かけ」や「話し相手」を頼まれた場合、いずれも約6割の方ができると回答しており、地域住民による支え合いや助け合いを促進する必要があります。

地域福祉懇談会

施策評価

- △ 地域で感じる『つながり』の具体的なものとして、「あいさつ」、「見守り」、「地域行事」が多くあげられています。
- △ 理想の地域として、地域での緩やかな見守りの目があることを求める声が多くあげられています。
- ◆ 災害時に避難行動要支援者台帳を活用する福祉部局や福祉関係者と避難行動要支援者との間の平常時のネットワークの確認が必要となっています。
- ◆ 地域の中で、多様な主体による緩やかな見守りを普及する必要があります。
- ◆ 市民に対して地域のつながりについて更なる意識醸成を図る必要があります。

まち全体で目指す姿

- 地域の中で緩やかな見守りや地域住民による声掛けの仕組みが構築されており、それらを担う人材が確保されています。
- 地域で相談を受け止め、必要な支援につなぐ体制・仕組みが整備されています。
- 災害などの非常時の支え合いの仕組みができています。



① 地域で孤立しないための体制づくり

〈具体的な取組〉

1 地域住民による相談機能の充実を図ります

内容

- 福祉制度の研修等を通じて、民生委員・児童委員、福祉委員などの福祉の担い手による相談機能の充実を図るとともに、福祉の担い手による相談支援体制についての周知・普及を推進します。

2 地域で声を掛け合う仕組みを推進します

内容

- 地域で手助けが必要な方を、緩やかに見守り声掛けを行うサポーターを養成します。
- 地域住民とつながりの深い地元企業や地域の商店と連携して見守りや声掛けを行う体制を構築します。

3 地域での見守り役を担う人材を養成します【再掲】

内容

- 地域の中で緩やかに見守りや声掛けを行うサポーターの養成を推進します。
- 通学路の見守りや高齢者の見守り等の担い手を養成するとともに、新たな手法による見守りを検討します。
- 地域に見守りのネットワークが構築されるよう、地域の見守り役を支援するとともに、活動者間同士の横のつながりができるような取組を実施します。

② 非常時の支え合いの仕組み

〈具体的な取組〉

1 地域防災の担い手を養成します

内容

- 自主防災組織の活動を支援するとともに、災害ボランティアや防災サポーターなどの地域防災における担い手を養成します。

2 災害発生時における地域での支え合いを推進します

内容

- 災害発生時にボランティアの受け入れやニーズ把握、調整・マッチングが円滑に遂行できるよう、災害ボランティアセンターの充実を図ります。
- 災害発生時に円滑に支援が図れるよう、日頃より訓練を実施するとともに、災害ボランティアネットワーク等を通じて民間企業や団体等との相互防災協定の締結を促進するなど、地域や関係機関との連携を深めます。

3 災害発生時に全ての方に届くよう情報提供の充実を図ります

内容

- 情報不足による混乱の発生を防止するとともに、市民等が自らの判断で適切な行動をとれるよう、多様な手段で正確かつきめ細かに情報提供を図ります。
- 災害発生時に防災行政無線等を活用し、迅速かつ確実に災害情報を提供します。

4 支援を要する人に対応できる環境・体制を整えます

内容

- 災害発生時に、自力での避難が難しい方が迅速かつ安全に避難することができるよう、避難行動要支援者支援制度の周知を図るとともに、高齢者等の要配慮者、在宅避難者などに対し福祉サービスが提供できるよう支援体制を整備します。
- 災害時の円滑な避難行動の実施のための個別避難計画を整備するとともに、事業所による受け入れ体制・福祉避難所を確保します。

基本目標 3

まち全体で受け止め・支える仕組みづくり

施策の方向Ⅰ 相談体制の充実

分野・属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め適切な対応がとれるよう、相談機能の充実を図るとともに、必要な時に相談できるよう相談機会の充実・相談機関の周知・普及を図ります。

また、複合的な悩みを抱える相談者に対して、相談支援機関との連携に加え、地域や地域活動団体との連携による支援を推進します。

〈現状・課題〉

アンケート

- 日頃の近所付き合いについて、20.3%の人が「相談できる」程度付き合いがあると回答している一方で、近所付き合いを「全くしていない」人が、全体で19.4%おり、60歳以上でも1割超います。
- 日頃の悩みや不安を相談できる相手がいるかの質問に対し、約2割の人が「いない」と回答しています。
- お住まいの地域に特別な支援や手助けが必要と感じる人がいるかの質問に対し、13.7%が「いる」と回答していることから、福祉課題を有しながら支援につながっていない人が地域に一定数いることが想定されます。
- 「生活困窮者の自立支援相談窓口」について「知らない」が67.5%となっていることから、周知・普及が必要です。

地域福祉懇談会

- ▲ 誰一人として孤立させない仕組みや環境が求められています。
- ▲ 複雑な悩みや困りごとについて耳にすることが増えたという意見があります。
- ▲ 地域の人々が互いに顔見知りになり、あいさつができる、困ったときにも声を出せる、悩みを相談できる、人が安心して暮らせる地域が理想であるとの意見があります。

施策評価

- ◆ どこかの相談窓口で相談しても必要な支援につなげられるよう、相談窓口を有する各課の事業や制度について共有を図る必要があります。
- ◆ 市、地域包括支援センター、介護事業者との連携による出張相談会など、相談機会の充実を図る必要があります。

まち全体で目指す姿

- 市域全体で相談を受け止め、必要な支援につなぐ体制・仕組みが構築されています。
- 相談支援機関だけでなく、市民・市民活動団体と連携し、支援する体制が整備されています。



① 多様な相談支援機関との連携

〈具体的な取組〉

1 分野横断的な連携を推進します

- 内容
- 府内において断らない相談支援体制の整備に向け、府内の連携強化を図ります。
 - 行政の関係部署や相談支援機関、その他関係機関が連携して迅速に支援を行えるよう、顔の見える関係づくりを推進します。

2 地域と学校との連携強化を図ります

- 内容
- 地域住民や地域団体と学校が目標や課題を共有し、学校を含む地域全体で子どもの成長を促します。

3 多機関協働によるチーム支援を推進します

- 内容
- 制度の狭間や複雑化・複合化した福祉課題に対し、行政や相談支援機関のほか、地域の多様な主体が協働で、支援の方向性や役割を決定の上、チーム支援を実施します。
 - 福祉課題を持ち社会とのつながりが少ない人に対して、地域とのつながりをつくるため、地域住民や地域団体と連携した伴走型の支援を実施します。

4 住宅の確保に関する支援を推進します

- 内容
- 住宅の確保に配慮が必要な人に対し、行政の福祉部局や住宅部局のほか、相談支援機関や居住支援法人などと横断的に連携し、入居しやすい環境づくりを推進するとともに、住宅の確保に向けた支援を実施します。

② 相談支援機能の充実

〈具体的な取組〉

1 相談を受け止める体制の充実を図ります

- 内容
- 福祉課題がある人を必要な支援につなげられるよう、行政や支援機関などの既存の分野における相談支援機能の充実を図るとともに、分野横断的な連携強化に取り組みます。
 - 出張相談会や福祉なんでも出張相談など、身近な地域で相談できる機会の充実を図ります。

2 寄り添う伴走型支援の充実を図ります

内容

- 社会的に孤立した状態にある人など、制度やサービスだけでは課題解決が難しい人に対し、当事者の状況に合わせた継続的に寄り添う伴走型支援の充実を図ります。
- 望まない孤独や社会的孤立に陥るのを防ぐため、身寄りのない高齢者等に対する支援のあり方について検討します。

3 生きづらさを抱える人の社会参加を支援します【再掲】

内容

- ひきこもり状態にある人など、生きづらさを抱え、社会とのつながりが少ない人に対して、当事者同士の交流の場を設けるなど、社会とのつながりを持てるような取組を推進します。
- 長期間就労しておらず、すぐには就労が難しい人に対しては、様々な体験や講座等を通じて、社会参加のきっかけづくりに取り組みます。

4 生活困窮者自立支援法に基づく支援の充実を図ります

内容

- 経済的に困窮し、又はそのおそれがあり生活に不安や困難を抱えている人に対し、就労支援や家計改善などの取組を実施し、寄り添いながら自立を促す支援の充実を図ります。

施策の方向2 支援につなぐ見守り体制の強化

福祉課題を有しながら支援につながっていない人を早期に把握し支援につなげるため、見守り機能・制度の充実を図ります。また、制度やサービスでは把握が困難な人に対して、支援を届けるために、地域の主体による見守り機能の充実を図ります。

さらに、地域での見守り体制の充実を図るため、見守りの担い手同士のつながりによるネットワークの構築に努めます。

〈現状・課題〉

アンケート

- 地域で周囲からの特別な支援や手助けが必要と感じる人が「いる」が13.7%、「わからない」59.3%となっていることから、福祉課題を有しながら支援につながっていない人が地域に一定数いることが想定されます。
- 支援が必要な家庭から相談を受けた場合に、約2割の人が「どこに相談していいかわからない」と回答しており、相談窓口の周知・普及の必要があります。
- 地域の相談相手の認知度について、いずれも半数を下回っており、相談窓口の周知・普及の必要があります。
- 今後充実してほしい福祉施策について、16.1%が「福祉課題を抱えた人の社会的孤立の防止」と回答しており、孤立を防ぐ仕組みが求められています。

地域福祉懇談会

- △ 子育て世代におけるSOSが出せるつながりや、地域で高齢者への声掛けや見守りが求められています。
- △ 支援や援助を求めている人（高齢者・障害者・子育て・困窮）に必要なサポートがきめ細かく届く仕組みが求められています。

施策評価

- ◆ 民間企業のほか、地域住民や様々な団体と連携し、こどもの見守り活動を実施しています。今後も地域でのこどもの見守りを充実させる必要があります。
- ◆ひとり暮らし高齢者世帯について、孤立することがないよう、周囲とのつながり支援を行うとともに、必要な時に適切に支援につながるよう見守る必要があります。

まち全体で目指す姿

- 地域の中で困りごとを抱えた住民を早期に把握し、迅速に必要な制度やサービスにつなげる体制が整備されています。



① 地域で受け止める仕組みづくり

〈具体的な取組〉

1 地域での高齢者の見守りを推進します

内容

- ひとり暮らし高齢者などの高齢世帯に対し、ライフサポーターによる家庭訪問のほか、民生委員・児童委員など地域の担い手による見守りを推進します。
- 認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、認知症に対する正しい知識の普及を通じて、地域で見守り、支え合う関係を醸成します。
- 地域住民や関係団体と連携して、高齢者の見守り体制を構築します。

2 地域での子どもの見守りを推進します

内容

- 誰もが子どもと子育てに关心を持てるよう環境づくりを推進するとともに、地域における見守り活動を充実させ、子どもが安全・安心に暮らし、健やかに成長できる環境を整備します。
- 青少年指導員の配置のほか、PTA や民生委員・児童委員、少年補導員等によるパトロールなど、子どもの健全な育成を地域ぐるみで推進する取組を実施します。

3 地域での見守り役を担う人材を養成します【再掲】

内容

- 地域の中で緩やかに見守りや声掛けを行うサポーターの養成を推進します。
- 通学路の見守りや高齢者の見守り等の担い手を養成するとともに、新たな手法による見守りを検討します。
- 地域に見守りのネットワークが構築されるよう、地域の見守り役を支援するとともに、活動者間同士の横のつながりができるような取組を実施します。

② 支援に繋ぐ体制の充実

〈具体的な取組〉

1 高齢者を支援につなぐ体制の充実を図ります

内容

- 75 歳到達者やひとり暮らし高齢者等の人に対する家庭訪問やごみの収集を通じて生活実態を把握し、必要な時に支援につなげます。
- 認知症など支援が必要な人の早期発見・早期支援につながるよう、市内事業所等との連携体制を構築します。

2

こども・子育て世代を支援につなぐ体制の充実を図ります

内容

- スクールカウンセラーによる相談面接など、こどもの悩みや困りごとなどを受け止める相談機会の充実を図るとともに、関係機関や専門職職員が連携して支援を行う相談支援体制の充実を図ります。
- 妊娠から出産・子育てまで切れ目ない支援を充実させ、心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後にわたり、必要な支援につなぐことができるよう、乳児家庭への全戸訪問など、子育て世代への相談支援体制の充実を図ります。

3

潜在的な福祉ニーズを支援につなげる仕組みを構築します

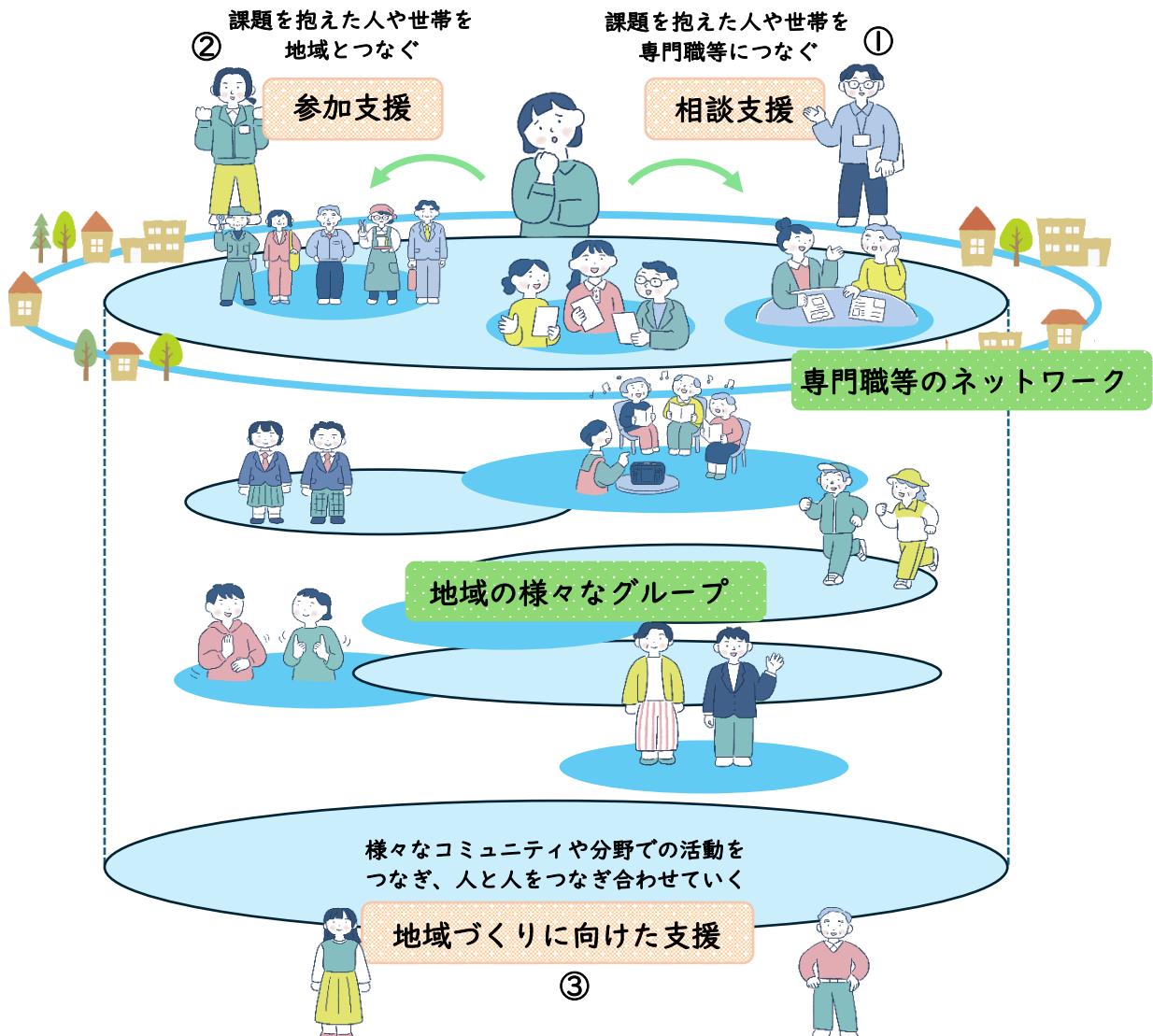
内容

- 声をあげられず支援が届いていない人を早期に把握し、支援につなげるため、見守り・声掛けを行うサポーターを養成するとともに、地域住民とつながりの深い地元企業や地域の商店と連携した見守り体制を構築します。
- コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員、福祉委員等のネットワークと連携し、支援が必要な人の早期発見の仕組みづくりを推進します。

重層的支援体制整備事業実施計画

■重層的支援体制整備事業のイメージ（地域共生社会ポータルサイト参照）

市町村全体がチームとなり、3つの支援を一体的に実現する



1 相談支援



〈国の考え方〉

- ◆属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ◆支援機関のネットワークを強化し、一体的に対応する
- ◆複雑化・複合化した地域生活課題については適切な機関につなぐ

○相談支援においては、高齢、障害、こども、生活困窮の各分野の支援者が、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けた支援を行います。

○相談支援実施者のみでは対応が難しい場合には、他の支援機関等と連携を図りながら対応するほか、多機関協働事業者につなぎます。

■相談支援機関の設置状況

主な対象	事業	相談支機関・窓口	設置数	実施方式	対象圏域
高齢者	包括的支援事業	摂津市地域包括支援センター（鳥飼分室含む）	1	委託	全域
障害者	基幹相談支援センター等機能強化事業	摂津市障害者総合支援センター	1	委託	全域
	障害者相談支援事業	摂津市障害者総合支援センター はあねす あしすと	3	委託	全域
こども・保護者	利用者支援事業 (基本型)	摂津市こども家庭センター	1	直営	全域
	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	摂津市こども家庭センター	1	直営	全域
	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	摂津市こども家庭センター	1	直営	全域
生活困窮	生活困窮者自立支援事業	摂津市生活困窮者自立支援 相談窓口	1	直営	全域

2 参加支援事業



〈国の考え方〉

- ◆社会とのつながりをつくるための支援を行う
- ◆利用者のニーズを踏まえたマッチングやメニューを作成する
- ◆本人への定着支援と受入先の支援を行う

- 社会とのつながりづくりに向けた支援を行うため、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズを把握し、地域の社会資源の拡充を図ります。
- 利用者のニーズや課題などを把握し、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、社会資源への働きかけや、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューを作成します。

■ 参加支援事業の実施体制

実施機関名	設置数	実施方式
摂津市保健福祉課 (地域支援コミュニティソーシャルワーカー)	1	直営
摂津市社会福祉協議会 (コミュニティソーシャルワーカー)	1	委託

3 地域づくりに向けた支援事業



〈国の考え方〉

- ◆世代や属性を超えて交流できる場や居場所をつくる
- ◆交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ◆地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

- 市民参画による地域づくりを目標として、人と人、人と居場所がつながり支え合う取組の環境が醸成されるよう、広く地域住民との関りや地域における交流の場や居場所の確保を進め、地域社会からの孤立を防ぎます

■地域づくりに向けた支援事業の実施体制

主な対象	実施事業名・実施内容(拠点の役割)	実施拠点数	実施方式	対象圏域
高齢者	地域介護予防活動支援事業 ①つどい場／②自主グループ活動支援		①委託、補助 ②直営	全域
	生活支援体制整備事業 ①暮らしの応援協議会（第1層協議体）の設置運営／ ②生活支援コーディネーターの配置		①直営 ②委託	①全域 ②2圏域
障害者	地域活動支援センター事業 地域活動支援センター	1	委託	全域
こども	地域子育て支援拠点事業 エンゼルひろば＊／かるがも広場＊ 千里丘愛育園つどいの広場／せっつ遊育園せっつkids ／あとりえらぼ遊育園らぼテラス／NPO法人キッズぱ てとちいさなおうち／正雀愛育園きりんひろば／一津 屋愛育園つどいの広場／摂津ひかり幼稚園にこにこひ ろば／摂津ひかり保育園ひかりひろば／とりかい遊育 園はじめてクラブ／とりかいひがし遊育園わんぱくク ラブ	12	直営＊ 補助	全域
生活困窮	多世代・多属性の地域づくり事業 摂津市社会福祉協議会（地域づくりコーディネーター）	1	委託	全域

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

〈国の考え方〉

- ◆支援が届いていない方に支援が届く
- ◆会議や関係機関とのネットワークから潜在的な相談者を把握する
- ◆本人との信頼関係の構築に向けた支援を行う



- 複雑化・複合化した地域生活課題を抱えながら支援が行き届いていない人や潜在的なニーズを抱える人に関する情報を把握し、本人との信頼関係の構築を目指します。
- 本人との信頼関係の構築を図ることが難しい場合、時間を要することも見込まれることから、支援会議での情報共有を図り支援に努めます。

■アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制

実施機関名	設置数	運営形態	対象圏域
摂津市社会福祉協議会 (コミュニティソーシャルワーカー)	1	委託	全域
摂津市保健福祉課 (地域支援コミュニティソーシャルワーカー)	1	直営	全域

5 多機関協働事業



〈国の考え方〉

- ◆市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ◆重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ◆支援機関等の役割分担を図る

- 複雑化・複合化した福祉課題について、既存の分野別の支援機関では対応が難しい場合に、多機関協働事業者は、ニーズに応じて、調整役を担い、関係する支援機関の役割分担や方向性を定め、支援プランの策定などの取組を進めます。
- 支援の進捗状況を把握し、必要に応じて相談支援機関に助言を行うなど、包括的な支援体制の構築に努めます。
- 地域共生社会の理念や意識を高めるため、研修会を実施するなど人材確保にも努めます。

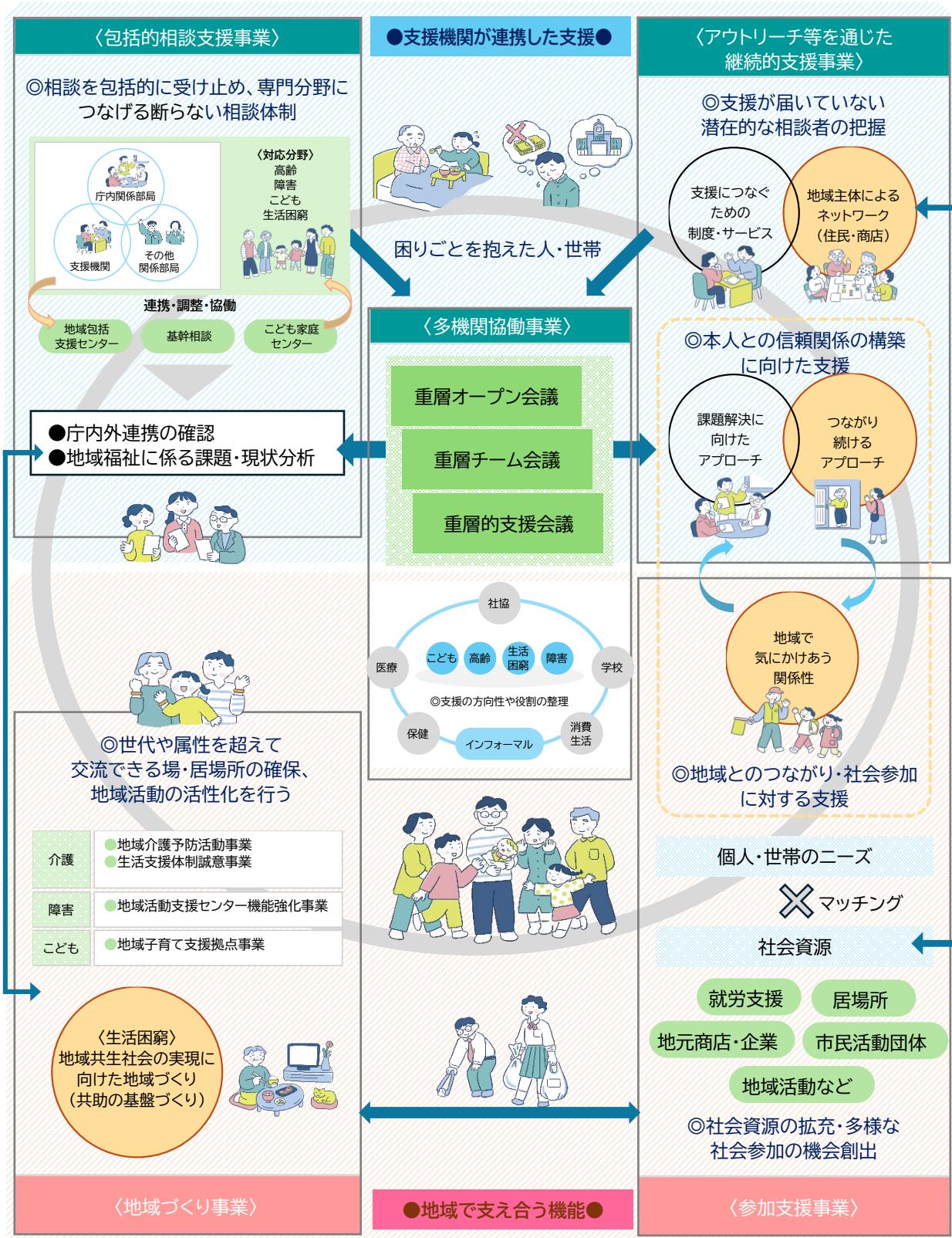
■多機関協働事業の実施体制

実施機関名	設置数	運営形態	対象圏域
摂津市保健福祉課 (相談支援包括化推進員)	1	直営	全域
摂津市社会福祉協議会 (重層コミュニティソーシャルワーカー)		委託	

■各種会議の役割

会議体	開催頻度	内容・役割	参加機関
重層的支援会議	随時	支援プランの作成、プランに基づくチーム支援の実施	関係各課 社会福祉協議会 関係事業所等
支援会議 (重層チーム会議)	随時	支援機関の役割分担と支援の方向性の整理・調整	
支援会議 (重層オープン会議)	随時	支援機関の必要な情報共有や支援に向けた事前協議	

■本市における重層的支援体制整備事業のイメージ



施策の方向3 権利擁護の推進

市民が持つ権利を守るために、関係機関のネットワーク強化や福祉に係る理解促進を図ることにより、権利侵害や虐待の未然防止及び早期解決を図ります。また、市民の生命と身体、財産を守るために、消費者保護を推進します。

〈現状・課題〉

アンケート

- 今後福祉施策の充実を図るために大切なこととして、17.9%の人が「虐待防止の取組」、15.7%の人が「差別や偏見のないまちづくり」、10.8%の人が「高齢者などの権利擁護の推進」と回答しており、人権啓発や虐待防止に係る理解促進や取組が求められています。
- 成年後見制度について、「知らない」・「名前だけ知っている」と回答したのは、66.7%となっており、周知・普及の必要があります。
- 成年後見制度については、「必要になれば利用したい」が52.1%となっています。また、「将来に備えて後見人を選んでおきたい」が5.0%となっています。

地域福祉懇談会

施策評価

- 年齢、性別などに関係なく個人を尊重できる地域であることが求められています。
- 日頃から挨拶や話をしていると、ちょっとした異変や違和感に気付くことができるという意見があり、地域での声掛けが重要であると考えられます。

- 児童虐待防止への関心を高め、市民や関係機関の責務について認識を深めてもらうため、『摂津市子どもを虐待から守る条例』の普及啓発を継続して行う必要があります。
- 成年後見制度の利用促進のため、出前講座や成年後見制度に関する講座等、様々な機会を捉えて広報・周知を継続実施する必要があります。

まち全体で目指す姿

- 市民相互の理解が図られ、地域の支え合い・助け合いが推進されることにより、市民の権利・尊厳が守られ、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができます。



① 地域の権利擁護の推進

〈具体的な取組〉

1 人権に関する啓発活動を実施します

内容

- 当事者への理解を促すよう講演会などの啓発活動や普及啓発に取り組むなど、人権啓発活動を推進します。

2 判断能力に不安がある人の権利擁護を推進します

内容

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・普及及び利用促進を図ります。
- 判断能力に不安のある人に対し、市や摂津市社会福祉協議会のほか、専門職団体や関係機関、地域と協働による支援を推進するとともに、必要に応じて後見開始等の申立てを行う市長申立てを実施します。

3 権利侵害の防止に係る取組の充実を図ります

内容

- 虐待の未然防止や早期発見に向け、市民に虐待やその防止に対しての正しい知識の普及啓発や理解促進を図ります。
- 市職員のほか、関係機関職員に対し研修等を通じて、権利擁護に関する理解促進を図り、虐待や権利侵害があった際に迅速に対応できる連携体制を構築します。

4 障害に関しての市民理解を促進します【再掲】

内容

- 障害を理由とした差別や障害のある人の生きづらさの解消のため、様々な機会を通じて、障害及び障害のある人への理解促進を図ります。
- 障害のある人等への合理的配慮に関する理解促進、周知・啓発を図ります。

5 介護保険や認知症に関しての市民理解を促進します【再掲】

内容

- 要介護状態になった時に必要な支援につながるよう、介護保険制度や高齢者福祉サービス等について理解促進を図るとともに、普及啓発に取り組みます。
- 認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、地域で見守り・支え合う関係を醸成するため、認知症に対する正しい知識の普及に取り組みます。

6

子どもの権利を保障し、子どもの主体性を育みます

内容

- 全ての子どもたちの権利を尊重し、子どものウェルビーイングの向上を図ります。
- 子どもが多様な意見を表明し、今後の施策やまちづくりに意見を反映するための仕組みづくりを推進します。

7

子どもたちがともに学び育つ教育を推進します

内容

- ノーマライゼーションの理念のもと、全ての子どもたちが必要な支援を受け、同じ場でともに学び、育ち、互いを認め合う教育を推進します。
- いじめや不登校など、困難に直面する子どもに、個々の状況に合わせた適切な支援を迅速に行い、問題解決に取り組みます。

② 消費者保護の推進

1

消費者保護に係る取組を実施します

内容

- 専門の相談員・専門職団体による、市民の消費生活に関する相談支援を実施します。
- 行政や支援機関、地域団体による見守りネットワークにより、特殊詐欺等による消費者被害の未然防止・早期解決を図ります。

2

消費者保護の意識啓発を図ります

内容

- 消費生活に関する情報の提供を行うとともに、特殊詐欺等の消費者被害防止に関する啓発活動等により、消費者保護の意識高揚を図ります。

3

地域で声を掛け合う仕組みを推進します【再掲】

内容

- 地域で手助けが必要な方を、緩やかに見守り声掛けを行うサポーターを養成します。
- 地域住民とつながりの深い地元企業や地域の商店と連携して見守りや声掛けを行う体制を構築します。

成年後見制度利用促進基本計画

1 中核機関の設置の検討

○認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分ではない人を早期に把握し、本人の意思を尊重しながら適切に支援できるよう地域連携ネットワークの構築を図るため、中核機関の設置を検討します。

2 支援チーム体制の推進

○判断能力が十分ではない人を支援するため、本人を中心として家族・親族、保健・福祉・医療・地域の関係者や後見人によるチームで関わり、協力して日常的に本人を見守る体制をつくります。

○法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制づくりや市民後見人制度について検討します。

3 関係機関との連携

○必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう、「生活困窮者自立支援制度」や社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」など、関係機関との連携を図ります。

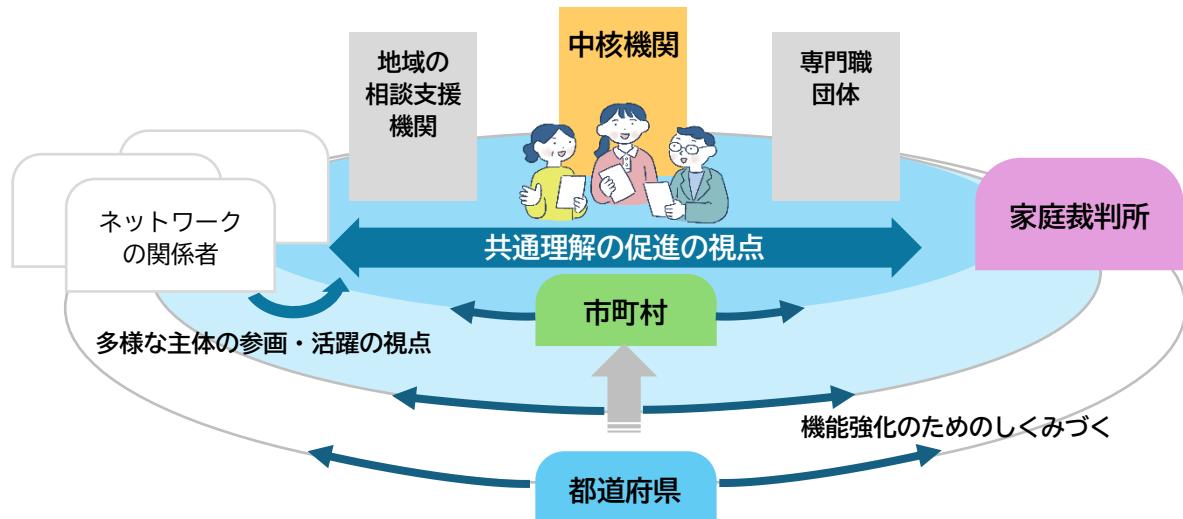
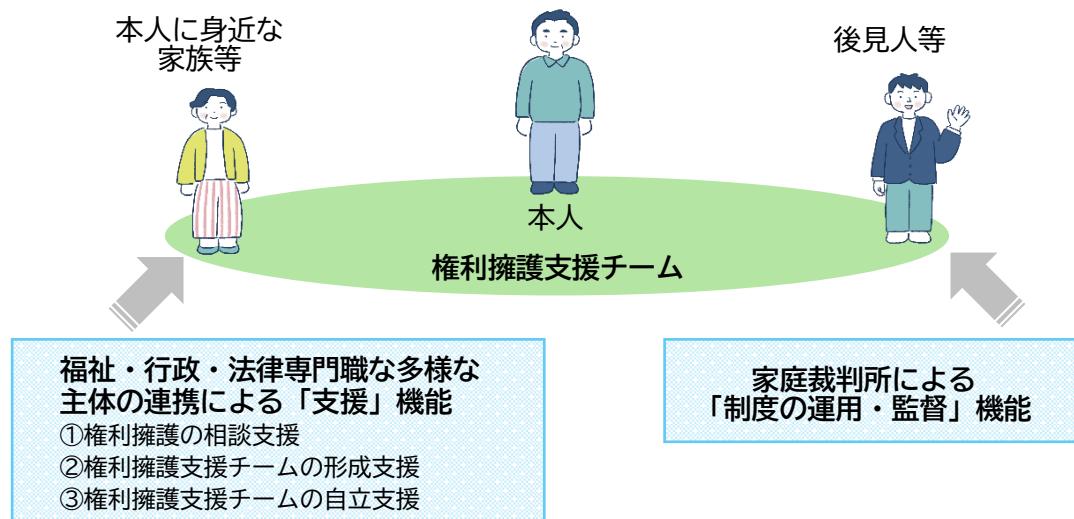
○本人の申立てが困難な場合や、申立てできる親族がない場合などは、市長申立制度を活用して支援につなげます。

4 情報周知

○法定成年後見制度だけでなく任意後見制度を含め、成年後見制度の利用を促進するため、研修会・出前講座の開催やパンフレットの配布、広報紙やホームページへの記事掲載などにより、制度内容や相談窓口の周知・普及を図ります。

○関係機関に対して成年後見制度係る周知・普及を図ります。

■中核機関を起点としたネットワークイメージ



厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」掲載資料

施策の方向4 情報発信・提供の充実

支援を求めるときに必要な支援につながるよう相談窓口や制度についての周知・啓発を行うとともに、多くの市民が地域福祉活動に興味・関心を持ち、地域活動の参加につながるよう、様々な媒体・場面を通じて情報を得られるよう情報発信の充実を図ります。

〈現状・課題〉

アンケート

- 支援が必要な家庭から相談を受けた場合に、約2割の人が「どこに相談していいかわからない」と回答しており、相談窓口の周知・普及の必要があります。
- 地域の行事や活動の情報入手源として、「市の広報紙・ホームページ・市公式LINEから」が最も高く全体で64.8%であり、様々な媒体を活用した情報発信が求められます。
- 地域の活動情報について、「入手先や入手方法がわからないため、入手できない」と回答した人が全体で5.9%、特に、20歳代では18.5%、30歳代では9.6%となっており、情報提供の充実を図る必要があります。
- 地域で気になっていることとして、13.0%が「地域での情報共有ができるていない」ことをあげています。
- 地域活動に参画するための要件として、「活動の情報や相談窓口がわかりやすいこと」が12.8%であり、様々な媒体を活用した情報発信が求められます。

地域福祉懇談会

施策評価

- △ ボランティア等の良い活動をしている方の情報を広く伝える必要があるとの意見や、多世代での意見交換を求める意見があり、情報の共有が求められています。
- △ 地域に新しく転入してきた住民が地域につながるための情報が不足しているとの意見があり、様々な媒体を活用した情報発信が求められます。
- ◆ 地域のつながりにおいて、継続して普及啓発を図る必要があります。
- ◆ 広報紙や各施設のホームページのほか、市公式LINEや市内イベントの情報発信サイト「摂津市 イベントナビ」等を活用し、効果的に情報提供を行う必要があります。
- ◆ SNSの活用など媒体や周知方法の見直しが必要となっています。

まち全体で目指す姿

- より多くの市民が活動に参加したいと思えるような情報が発信されています。
- 市民全員が興味・関心のある情報を入手できるよう、あらゆる媒体を活用した情報発信ができています。



① 支援につながる情報提供の充実

〈具体的な取組〉

1 相談窓口や制度に係る周知・普及を図ります

内容

- 必要な支援につながるよう、市、摂津市社会福祉協議会、その他相談窓口の周知・普及を図ります。
- 困りごとがあった時に身近に相談できるように、民生委員・児童委員や福祉委員など地域における相談者について、様々な機会や媒体を活用して広く周知を図ります。

2

情報が全ての方に届くよう様々な媒体を活用した情報発信を図ります

内容

- 障害のある人や外国人など、情報が届きにくい人にも情報が届くよう、地域福祉における情報発信のあり方について検討するとともに、声の広報など、様々な媒体を活用しきめ細やかな情報発信を推進します。
- 学校や教育に関する有益な情報を迅速かつ確実に保護者に届ける情報提供を推進します。

② 社会参加につながる情報提供

〈具体的な取組〉

1 地域活動に係る情報発信の充実を図ります【再掲】

内容

- 全ての人が地域活動に関する情報を入手できるよう、多様な媒体を活用して地域活動やボランティア活動に関する情報発信の充実を図ります。
- 初めて地域活動に参加した人が、継続的な参加につながるよう、様々な媒体を活用して発信するとともに、さらなる効果的な発信方法について検討します。

2

地域活動に興味をもてるような情報提供の手法を検討します

内容

- 実際に地域活動やイベントの様子を動画で紹介するなど、地域活動に対し興味を持つきっかけとなるような情報提供の手法について研究します。

資料編



関係法令



地域福祉計画推進協議会委員名簿



策定スケジュール



用語解説

1 関係法令

※推進協議会設置要綱

2 地域福祉計画推進協議会委員名簿

名簿

3 策定スケジュール

4 用語解説

※アンケート調査